

日本語教育関係 参考データ集

○我が国の在留外国人数等	1
○日本語教育の学習者／機関／教師数等	4
○日本語教師養成関係	20
○地域における日本語教育関係	27
○その他	32
○（参考）日本語教育等に関する日本人の理解、 考え方の実態	38

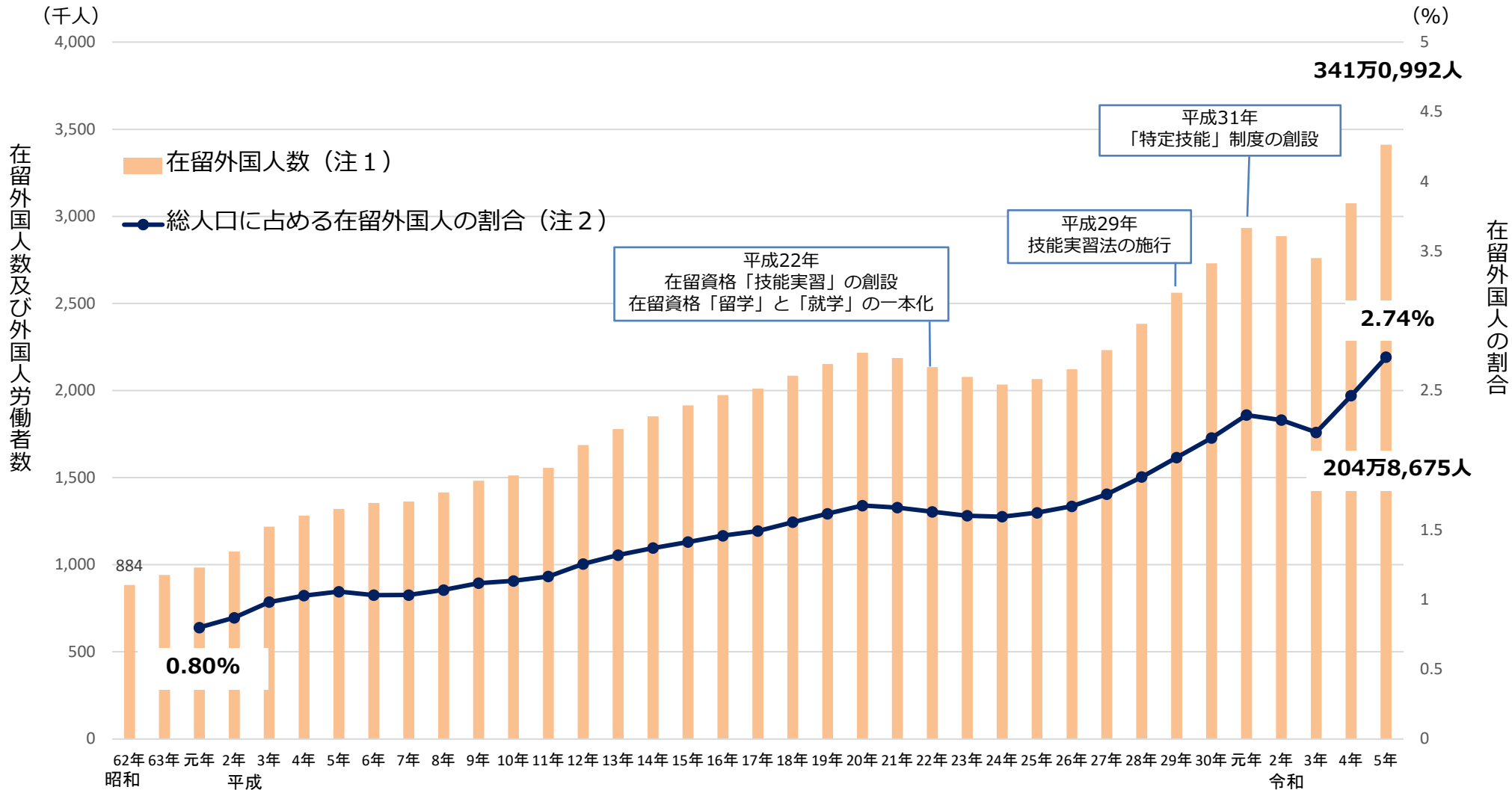
令和 6 年 7 月

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

我が国の在留外国人数等

在留外国人数の推移

- 在留外国人数は増加傾向であり、令和5年度末時点で、**約341万人（総人口の2.74%）**。
- 少子高齢化の深刻化等に伴い、今後とも継続して増加していく可能性。

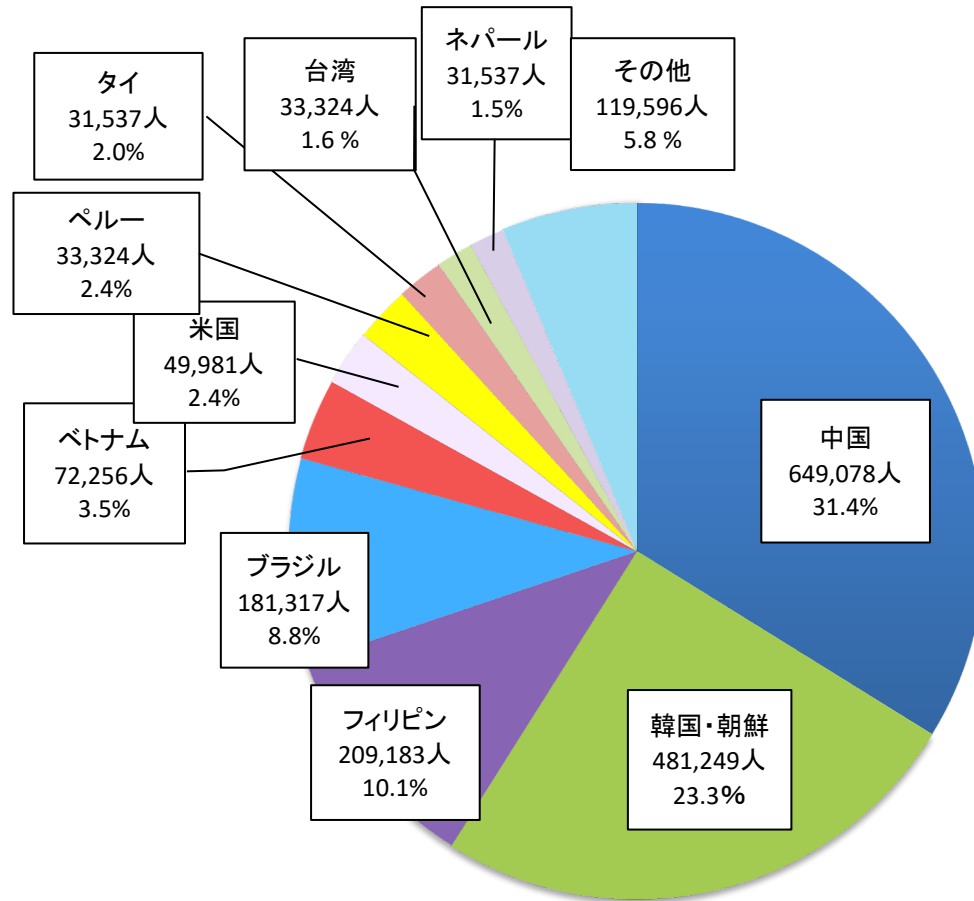


(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

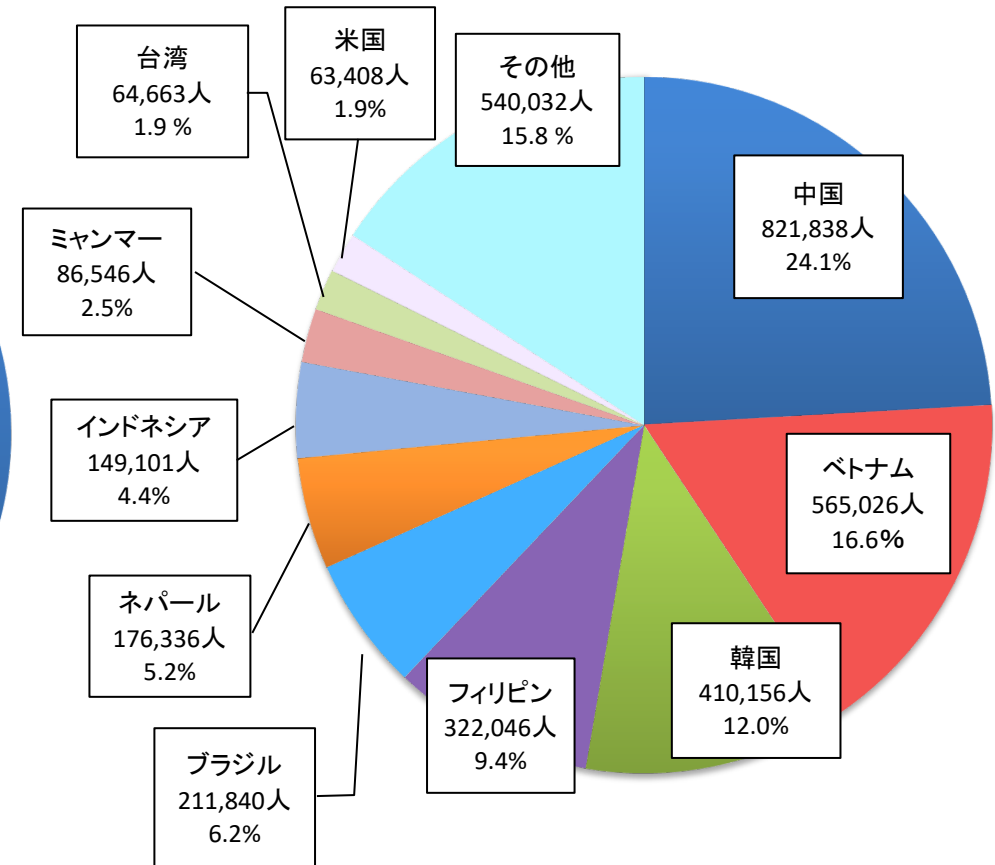
(注2) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

在留外国人の構成比（国籍別）の変化

平成25年末（2013年）
在留外国人数：2,066,445人



令和5年末（2023年）
在留外国人数：3,410,992人

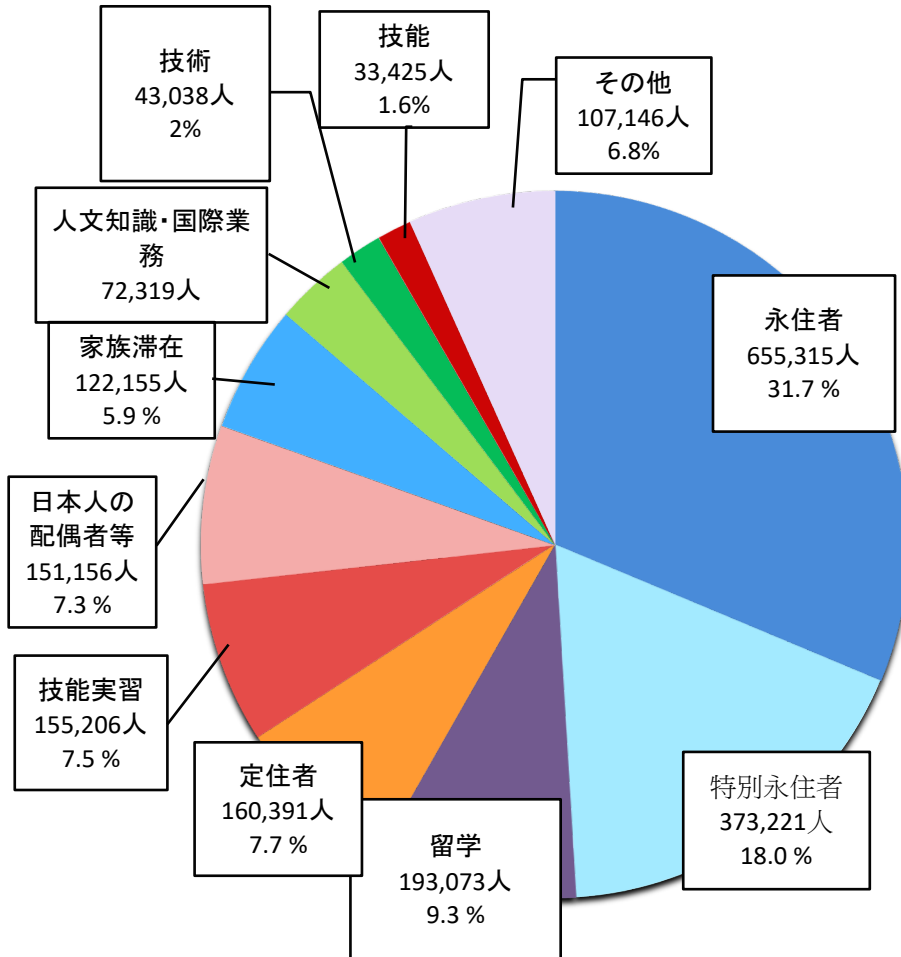


出典：出入国在留管理庁「令和5年末現在における在留外国人数について」

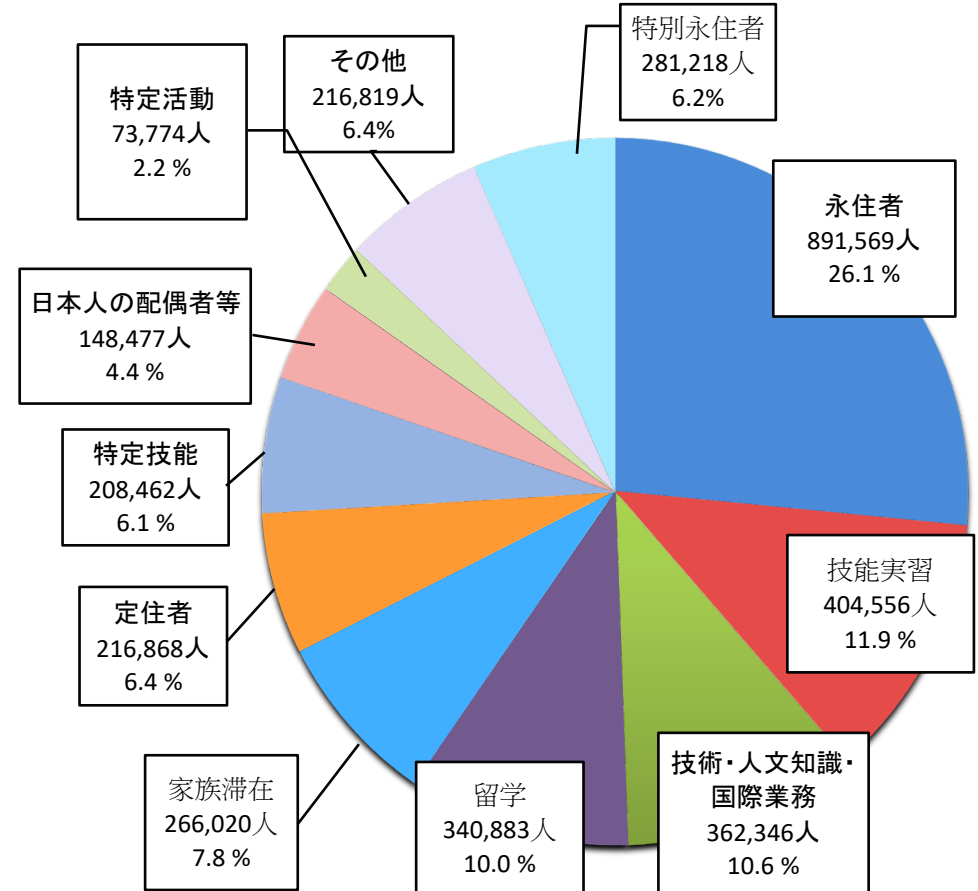
注：平成25年末（2013年）の統計では、韓国と北朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、令和5（2023年）の統計では、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

在留外国人の構成比（在留資格別）の変化

平成25年末（2013年）
在留外国人数：2,066,445人



令和5年末（2023年）
在留外国人数：3,410,992人



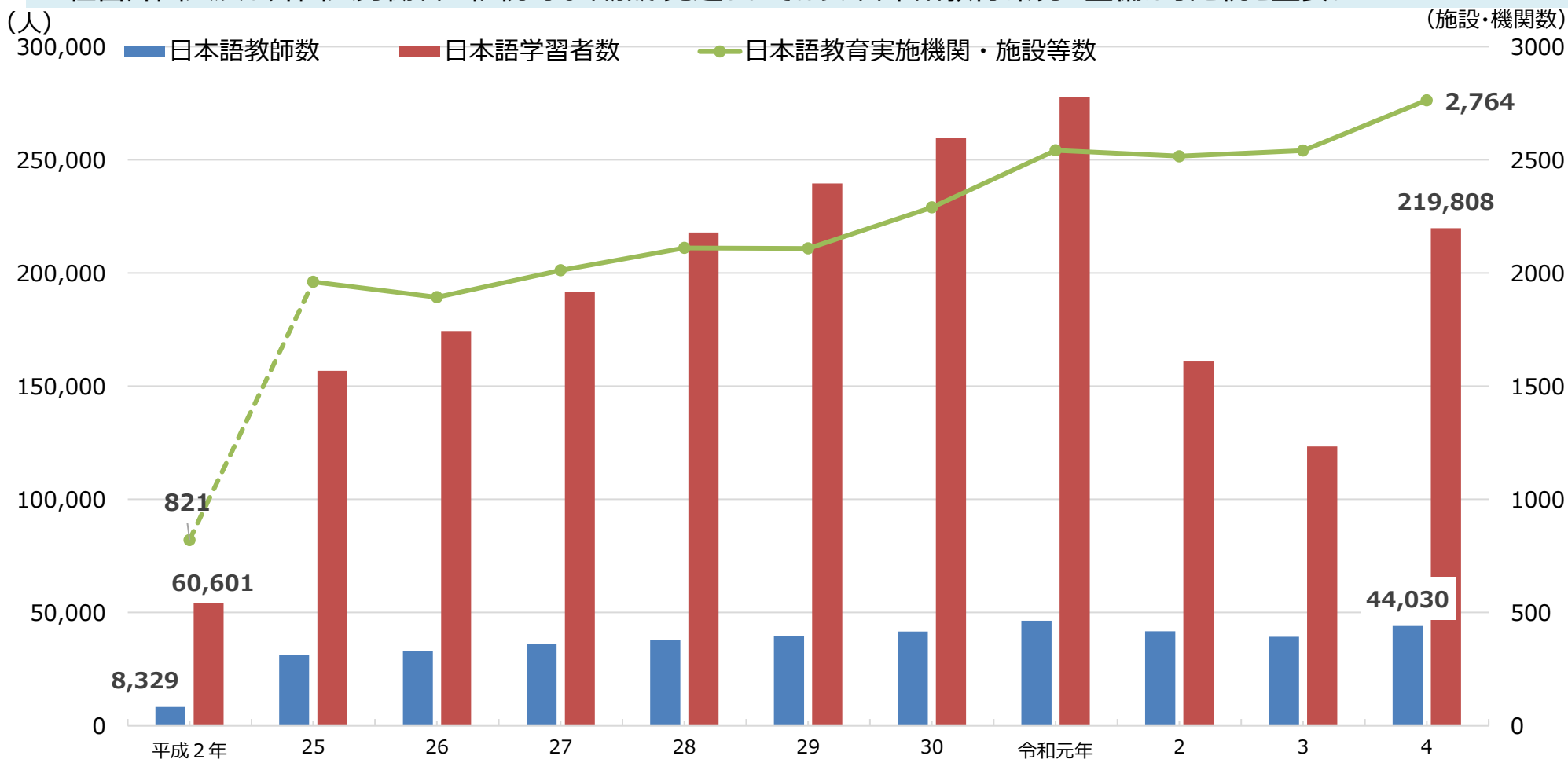
日本語教育の学習者／機関／教師数等

国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶ 日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和4年：22万人)
- ▶ 日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和4年：2,764機関)
- ▶ 日本語教師数 (平成2年：8,329人 → 令和4年：44,030人)

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

主体別日本語教育実施機関数／教師数／学習者数の内訳（令和４年度）

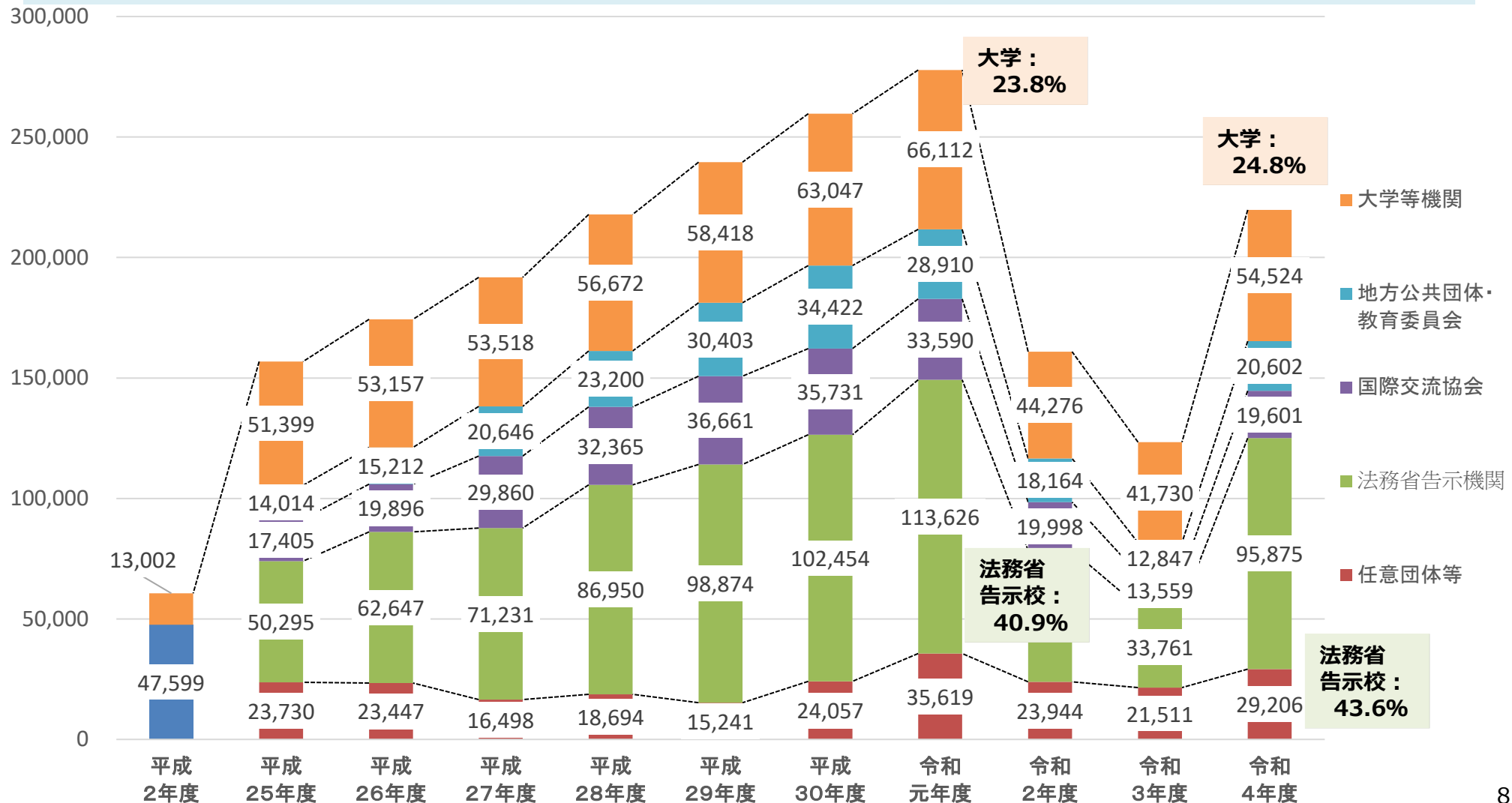
令和４年度日本語教育実態調査より抜粋。調査票を送付し、回答があった機関のみを集計しているため、全数ではないことに注意が必要。

	機関等数	教師等数	学習者数
法務省告示機関	697(25.2%)	12,702(28.8%)	95,875 (43.6%)
大学等機関	547(19.8%)	4,405(10.0%)	54,524 (24.8%)
国際交流協会	350(12.7%)	8,682(19.7%)	19,601 (8.9%)
地方公共団体	304(11.0%)	5,555(12.6%)	13,092 (6.0%)
教育委員会	218(7.9%)	2,733(6.2%)	7,510 (3.4%)
任意団体	512(18.5%)	5,867(13.3%)	12,256 (5.6%)
その他	136(4.9%)	4,086(9.3%)	16,950 (7.7%)
合計	2,764	44,030	219,808

・ボランティア 49.0%
・非常勤による者 36.1%
・常勤による者 14.9%

国内の日本語学習者数の推移

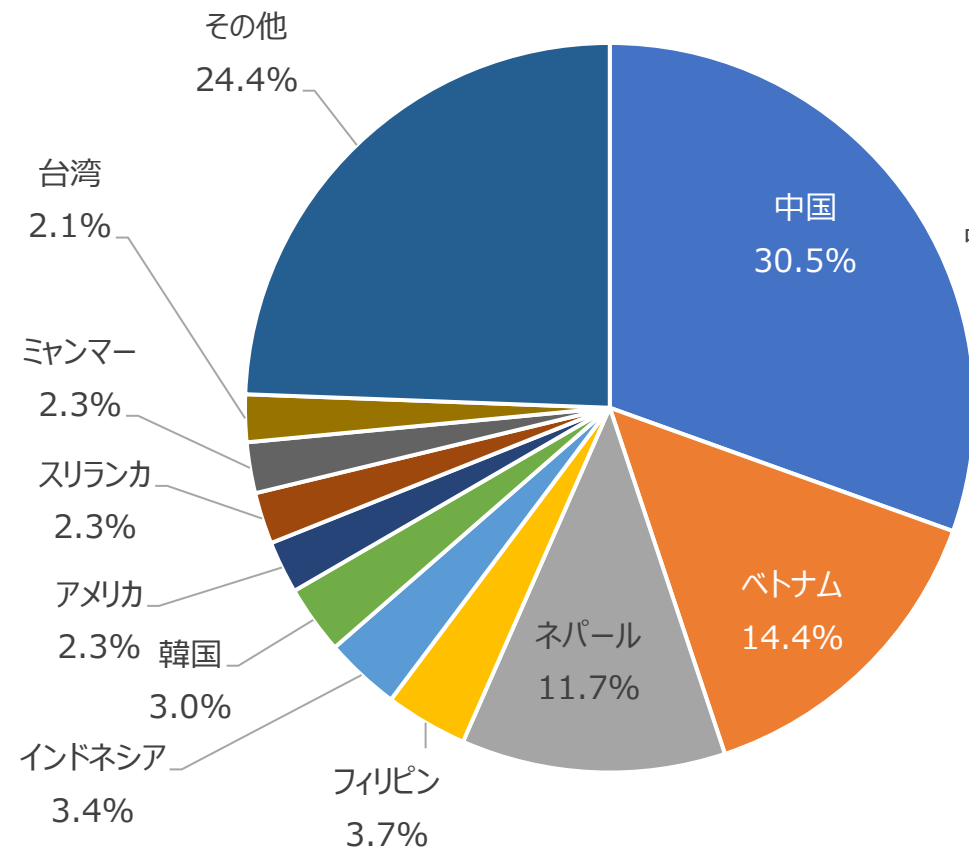
- 令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による入国制限等の影響により大幅に減少していたが、令和4年度は大幅に増加。
- 学習先機関別の内訳は、**令和4年度は、大学等24.8%、法務省告示校43.6%、地方公共団体等9.4%、国際交流協会8.9%、任意団体等13.3%であった。**



国内の日本語学習者数（国籍比率／属性）

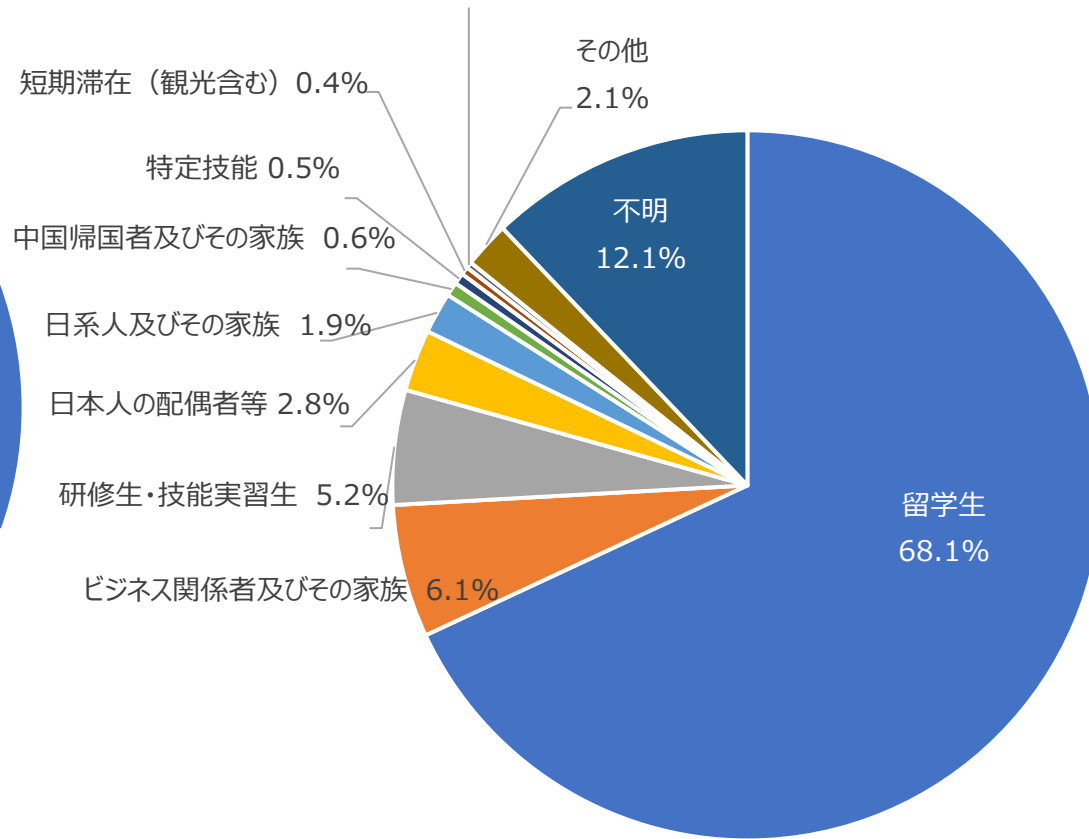
○約 8 割をアジア出身者が占めている。中国とベトナム、ネパール出身者で 5 割を超えている。
○属性別では、留学生が約 68%、ビジネス関係者 6.1%、技能実習生等 5.2%。

(n=219,808)



難民及びその家族 0.3%

(n=219,808)



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和4年11月）

※学習者本人による回答ではなく、所属する日本語学習機関・団体の回答を集計したもの。

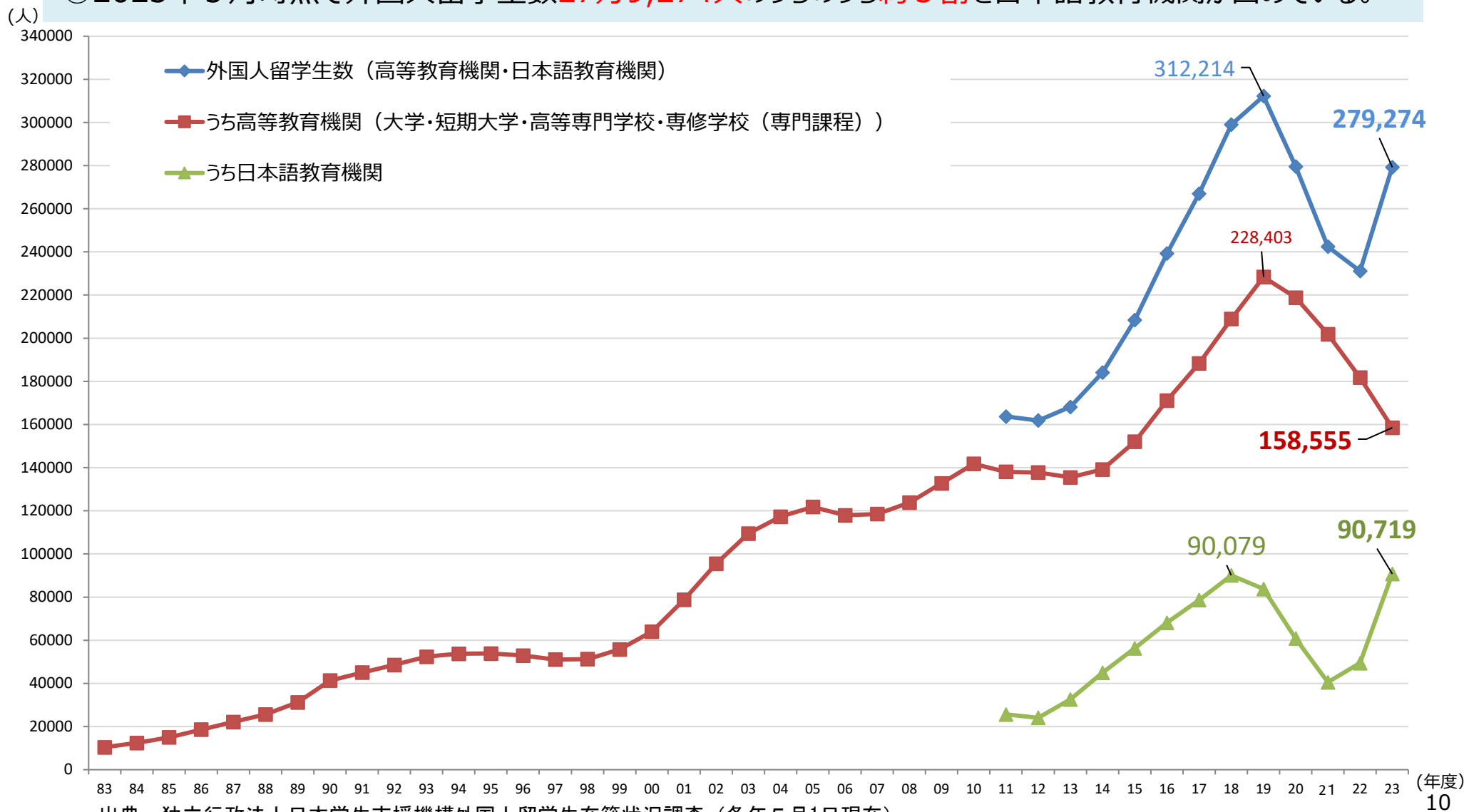
※属性は、必ずしも在留資格の区分と一致するものではない。

外国人留学生数の推移

○2019年（令和元年）に当時の政府目標である**留学生数30万人**を達成。

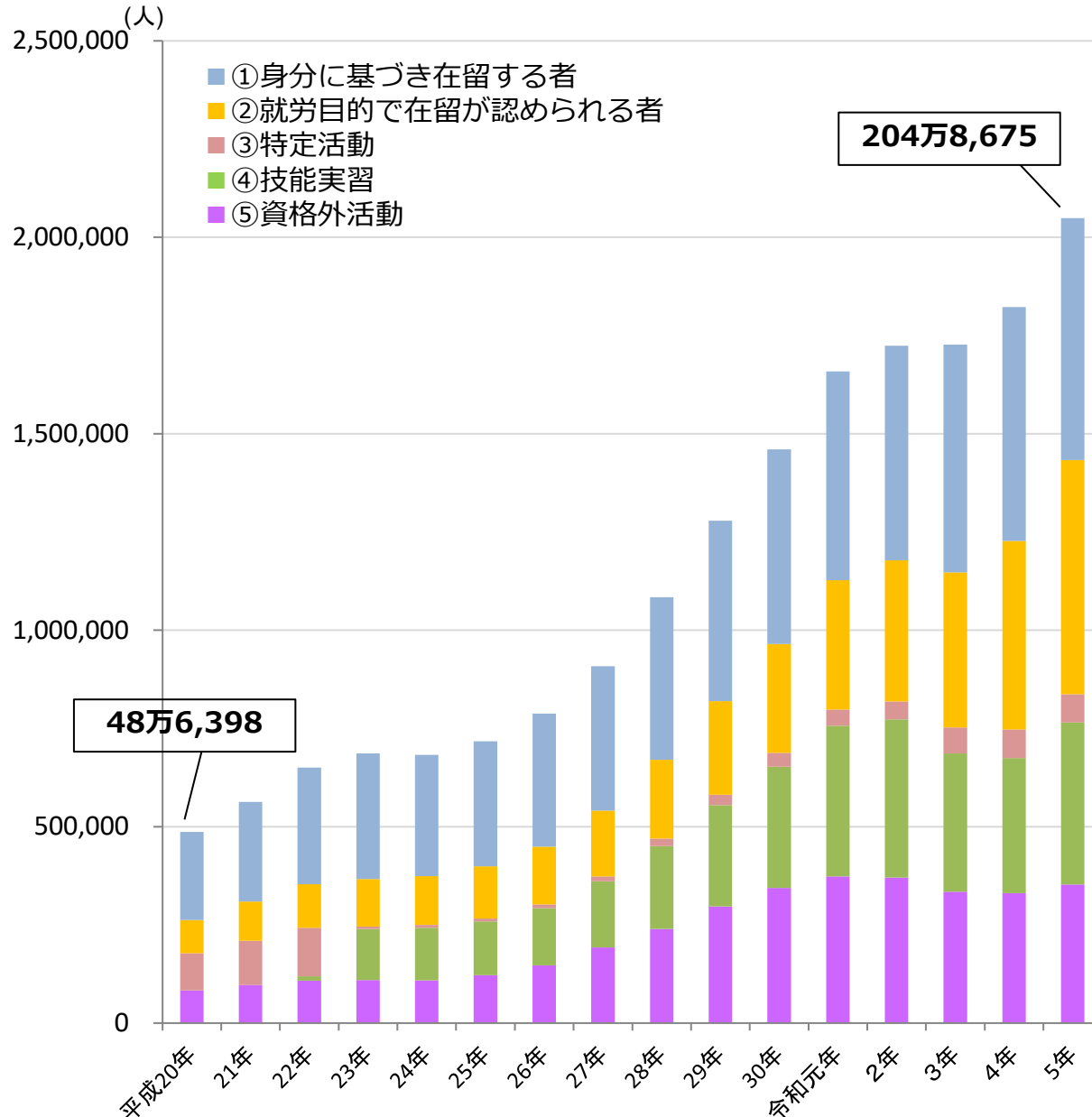
※最新の政府目標では2033年までに40万人。

○2023年5月時点で外国人留学生数**27万9,274人**のうちのうち**約3割**を日本語教育機関が占めている。



出典：独立行政法人日本学生支援機構外国人留学生在籍状況調査（各年5月1日現在）

(参考) 外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 約61.6万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約59.6万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

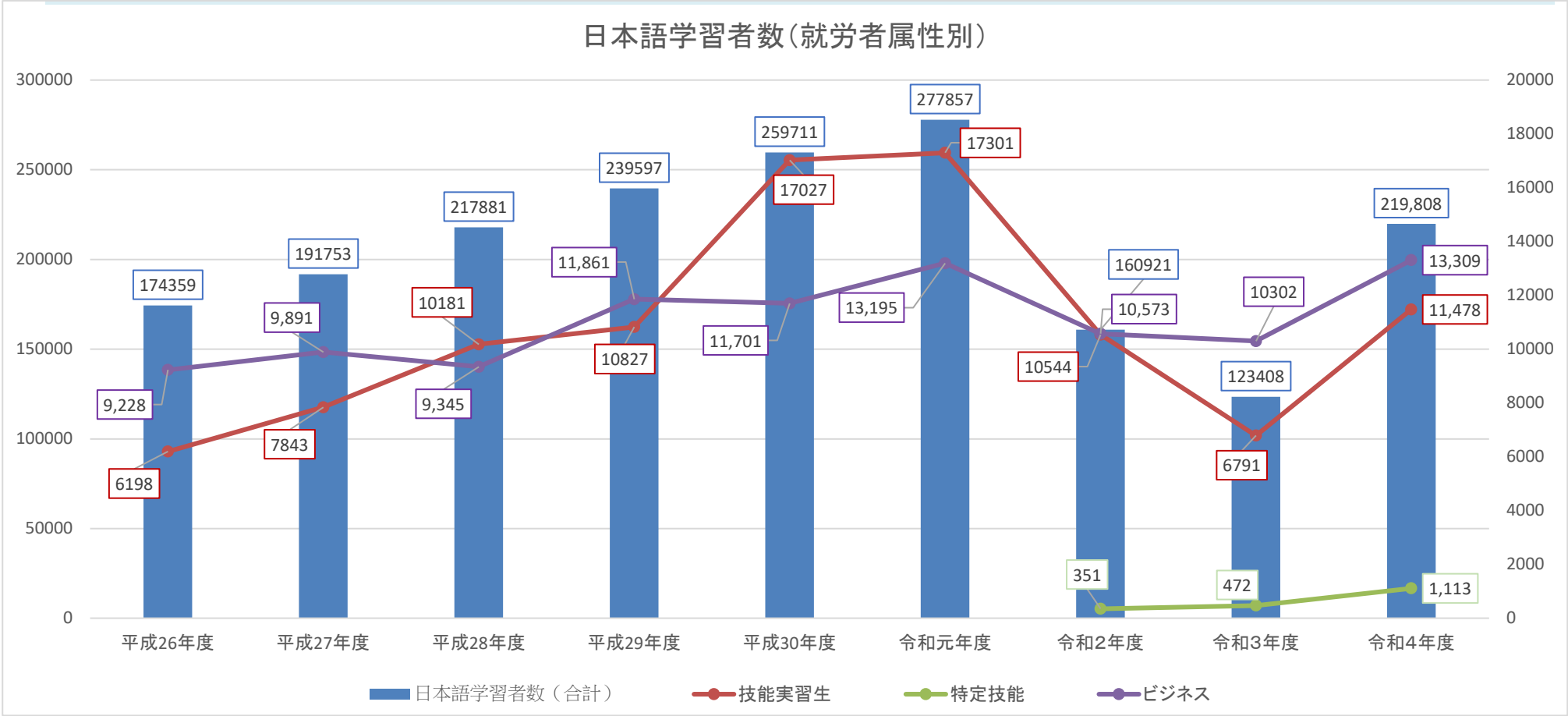
③特定活動 約7.2万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約41.3万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約35.3万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

機関別日本語学習者数の推移（就労者）

○技能実習生等の日本語学習者は、平成26年からコロナ前の令和元年までに約 3 倍近くまで増加。

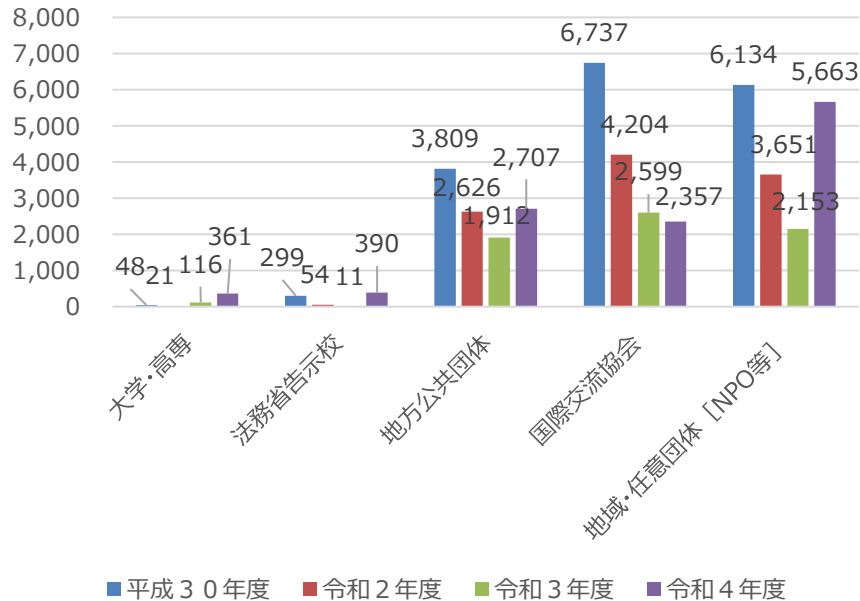


	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
日本語学習者数	174,359	191,753	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408	219,808
技能実習生	6,198	7,843	10,181	10,827	17,027	17,301	10,544	6,791	11,478
特定技能	-	-	-	-	-	-	351	472	1,113
ビジネス	9,228	9,891	9,345	11,861	11,701	13,195	10,573	10,302	13,309

機関別日本語学習者数（就労者）

○技能実習生、ビジネス等学習者は自治体等の「地域日本語教室」で学習している者が多い。

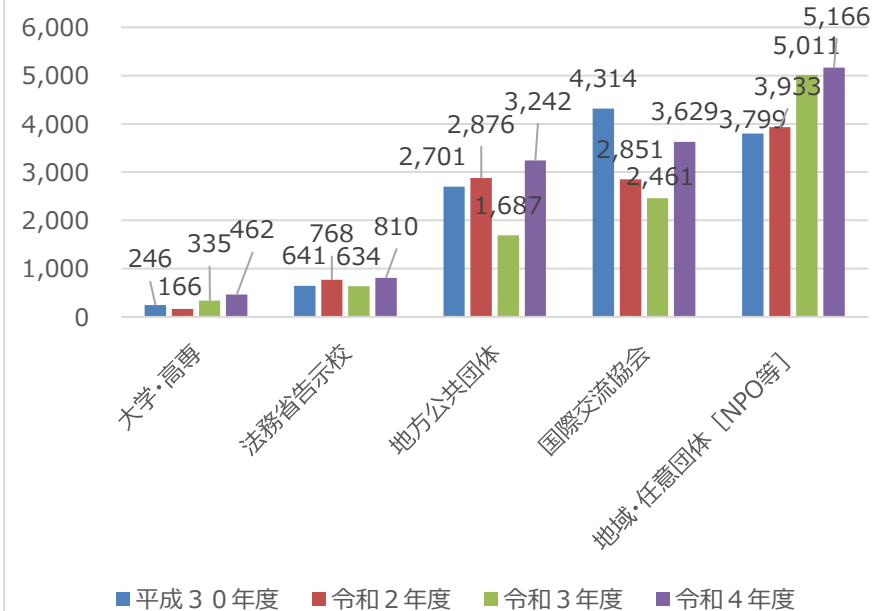
機関別日本語学習者数（技能実習生）



※カッコ内は機関数

	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学・高専	48(4)	21(3)	116(6)	361(9)
法務省告示校	299(7)	54(10)	11(4)	390(12)
地方公共団体	3,809(172)	2,626(178)	1,912(131)	2,707(190)
国際交流協会	6,737(275)	4,204(215)	2,599(107)	2,357(209)
地域・任意団体 [NPO等]	6,134(158)	3,651(43)	2,153(219)	5,663(232)

機関別日本語学習者数（ビジネス）



※カッコ内は機関数

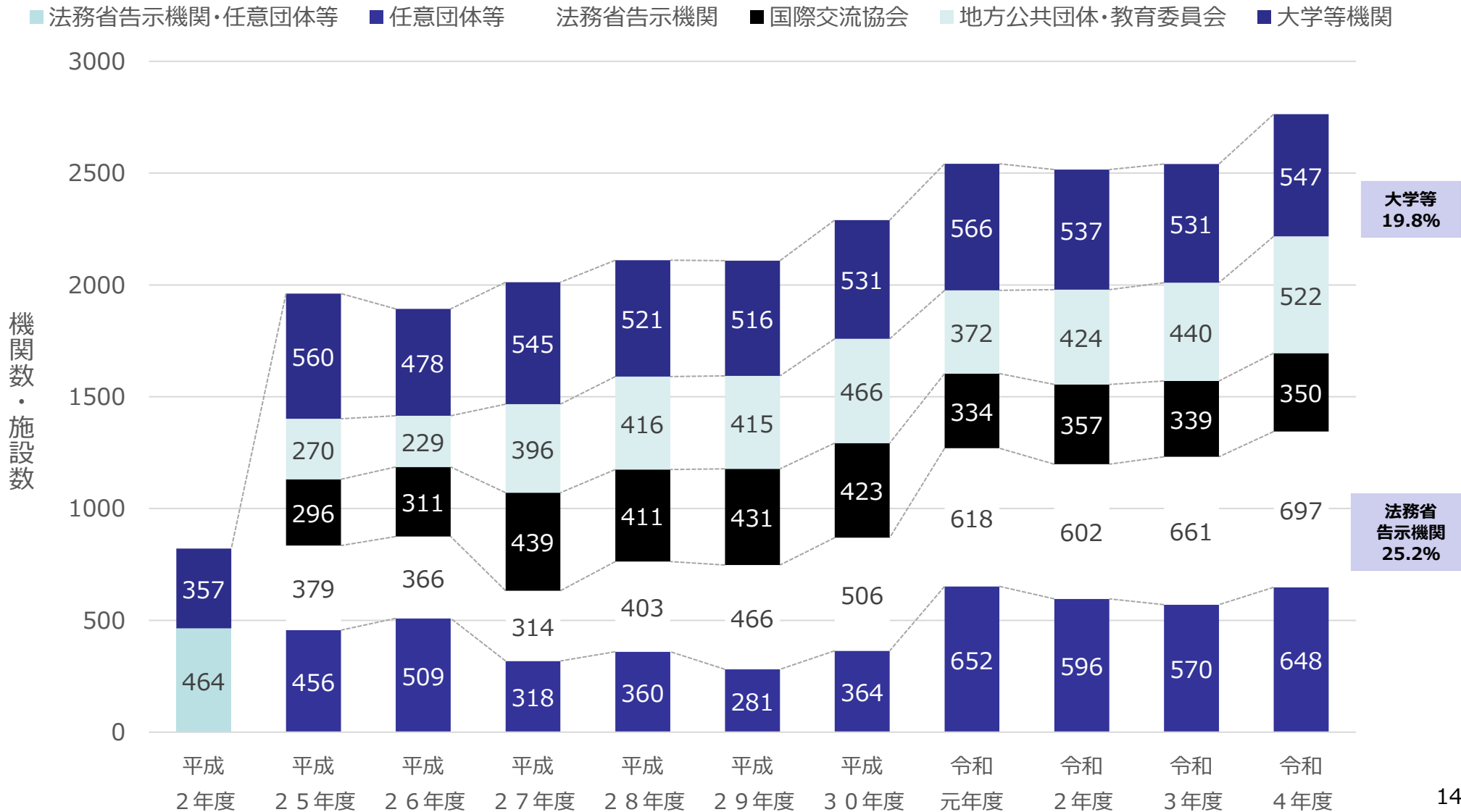
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学・高専	246(33)	166(29)	335(28)	462(37)
法務省告示校	641(114)	768(149)	634(153)	810(150)
地方公共団体	2,701(204)	2,876(202)	1,687(167)	3,242(249)
国際交流協会	4,314(254)	2,851(209)	2,461(194)	3,629(244)
地域・任意団体 [NPO等]	3,799(200)	3,933(465)	5,011(327)	5,166(381)

※出典：文化庁「日本語教育実態調査」（令和4年11月） ※学習者本人による回答ではなく、所属する日本語学習機関・団体の回答を集計したもの。

※属性は、必ずしも在留資格の区分と一致するものではない。

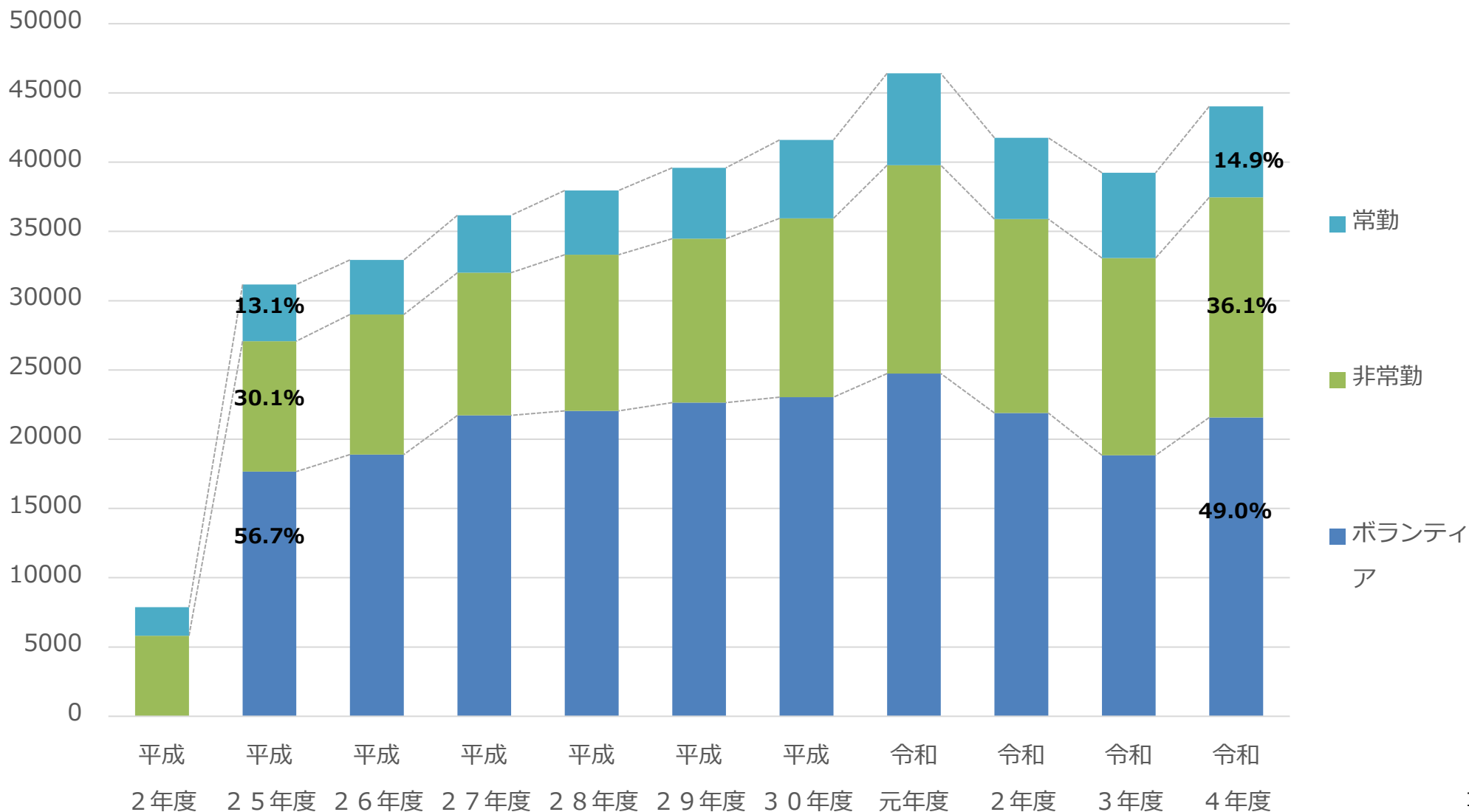
日本語教育機関・施設等数の推移

○令和4年度は、大学等19.8%、法務省告示機関25.2%、地方公共団体等18.9%、国際交流協会12.7%、任意団体等23.4%であった。



日本語教師数等の推移

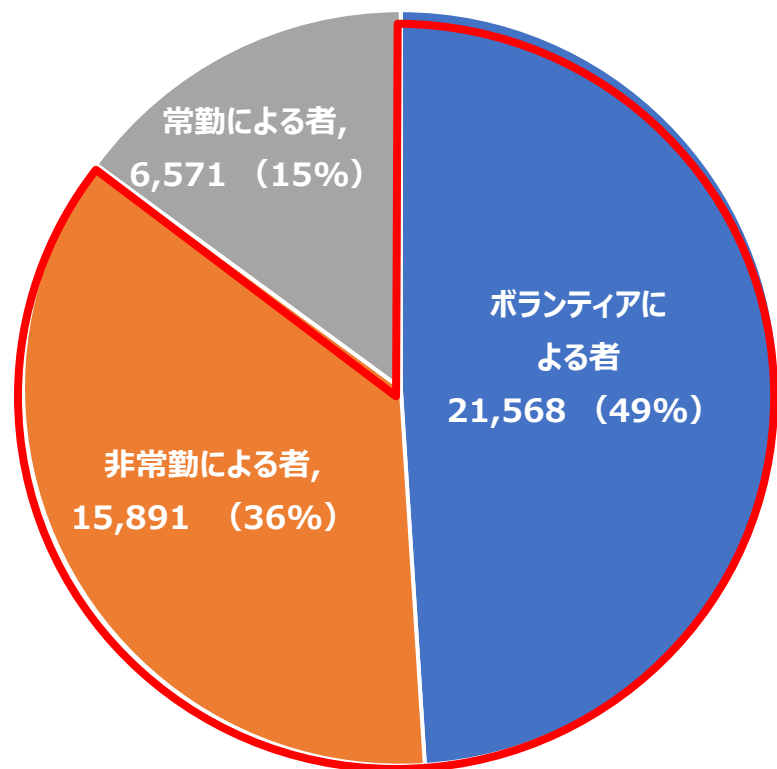
○過去10年間程度、日本語教師のうちボランティアによる者の割合は5割から6割で推移。
令和4年度においても、ボランティア49.0%、非常勤による者36.1%、常勤による者14.9%となっており、
日本語教育の提供は、ボランティア・非常勤の教師等に支えられている現状。



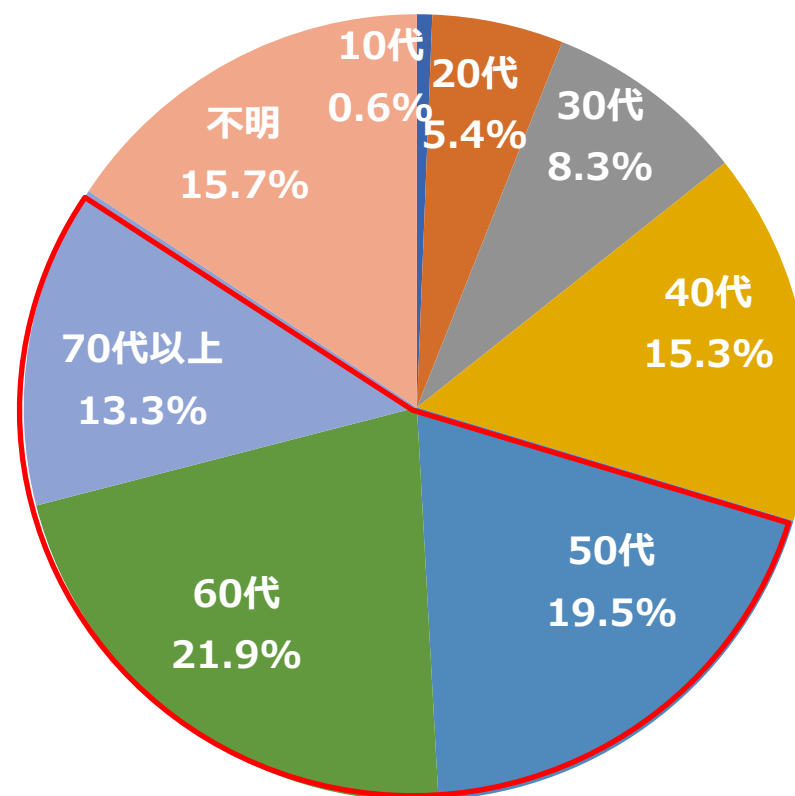
国内の日本語教師等の雇用状況及び年代別内訳

- 国内の日本語教師等のうち約 5 割をボランティアが占め、非常勤が 3 割強、常勤は 1 割強となっている。
- 年代の内訳では、50代以上が約 5 割を占め、30代以下は約15%程度である。

(n=44,030)



(n=44,030)

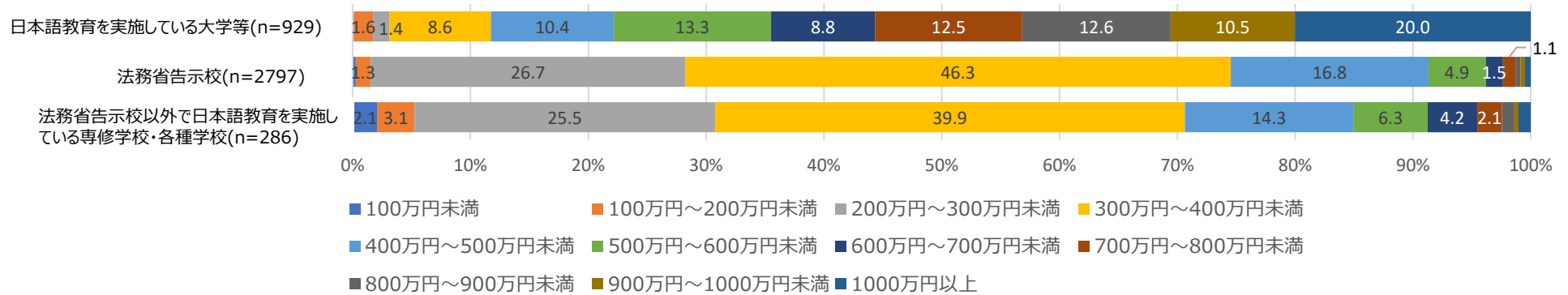


※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和4年11月1日現在）

※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

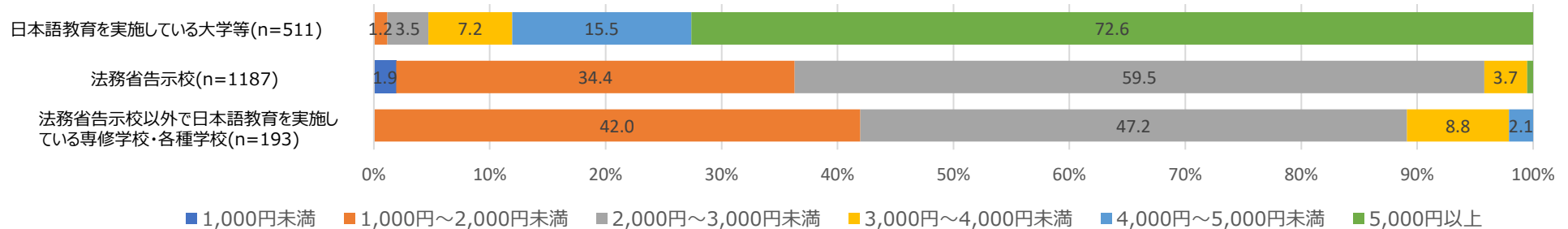
日本語教師の処遇について

【常勤】＜年収分布＞

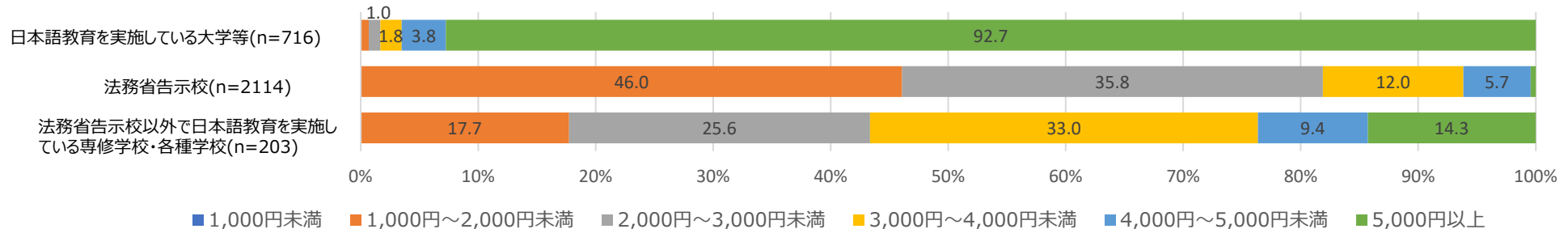


【非常勤】

＜給与形態を「時給制」と回答した機関の日本語教師の1時間当たり単価＞



＜給与形態を「授業コマ数」と回答した機関の日本語教師の1コマ当たり単価＞



※回答があった機関に在籍する職員の年収を集計したもの

※1%未満の回答については、グラフ上のデータラベルを削除

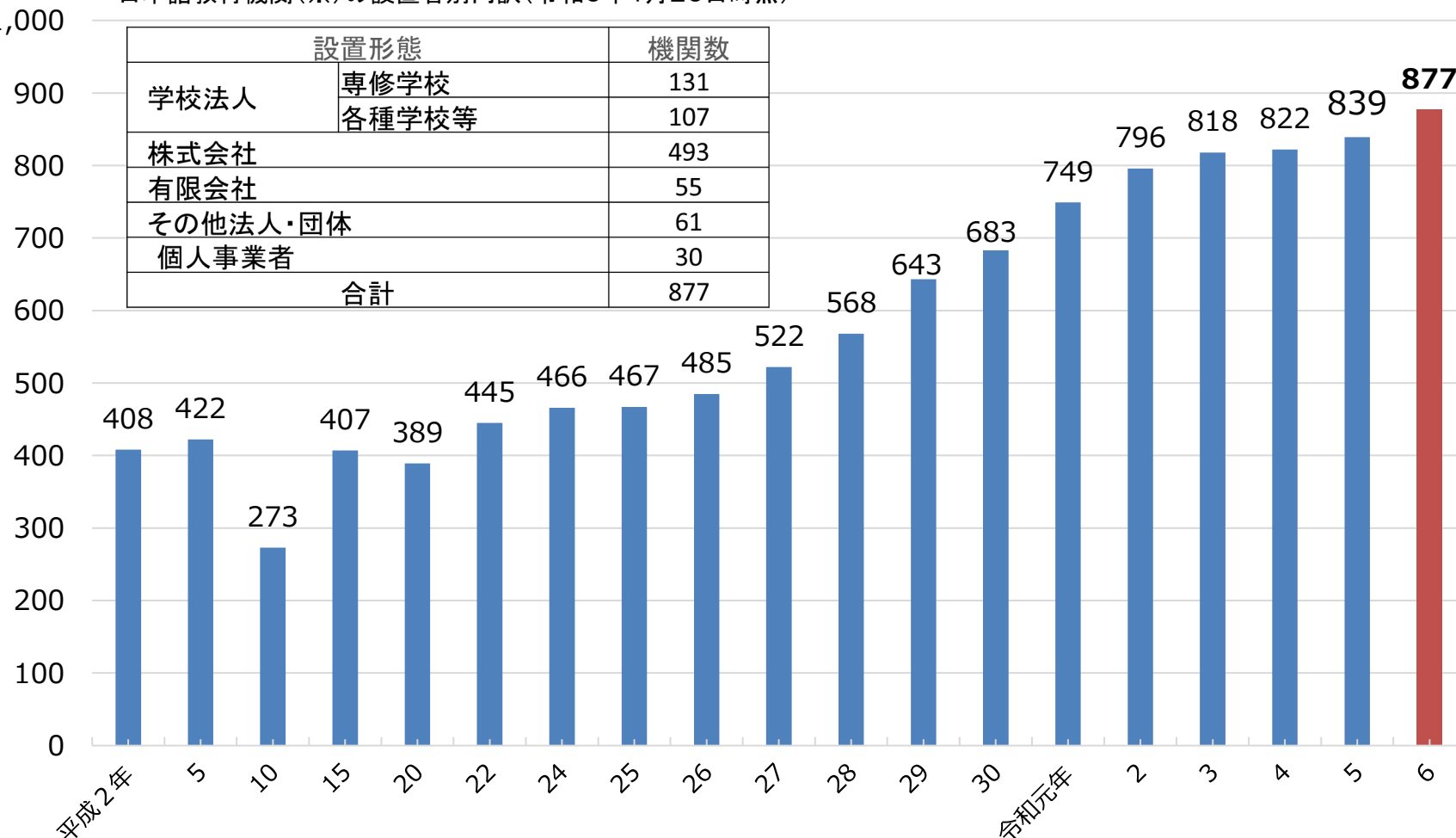
日本語教育機関（法務省告示機関）の推移（入管庁調べ）

- 在留資格の「留学」において、法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。
- 平成2年以降、日本語教育機関（法務省告示機関）の数は増加基調にある。

（機関数）

日本語教育機関（※）の設置者別内訳（令和6年4月26日時点）

設置形態		機関数
学校法人	専修学校	131
	各種学校等	107
株式会社		493
有限会社		55
その他法人・団体		61
個人事業者		30
合計		877



※ 出典：法務省(平成2年～令和5年：各年12月時点、令和6年：4月26日時点)

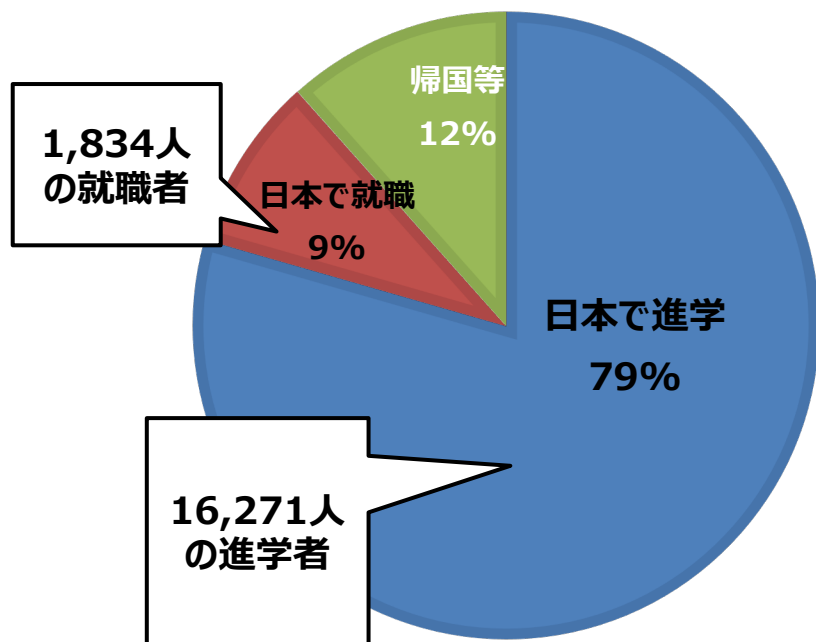
(※)日本語教育機関：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき告示で定められた日本語教育機関

(注)「学校法人」には準学校法人も含まれる。(注)「その他法人・団体」には、各種の一般法人や公益法人、地方公共団体等が含まれる。

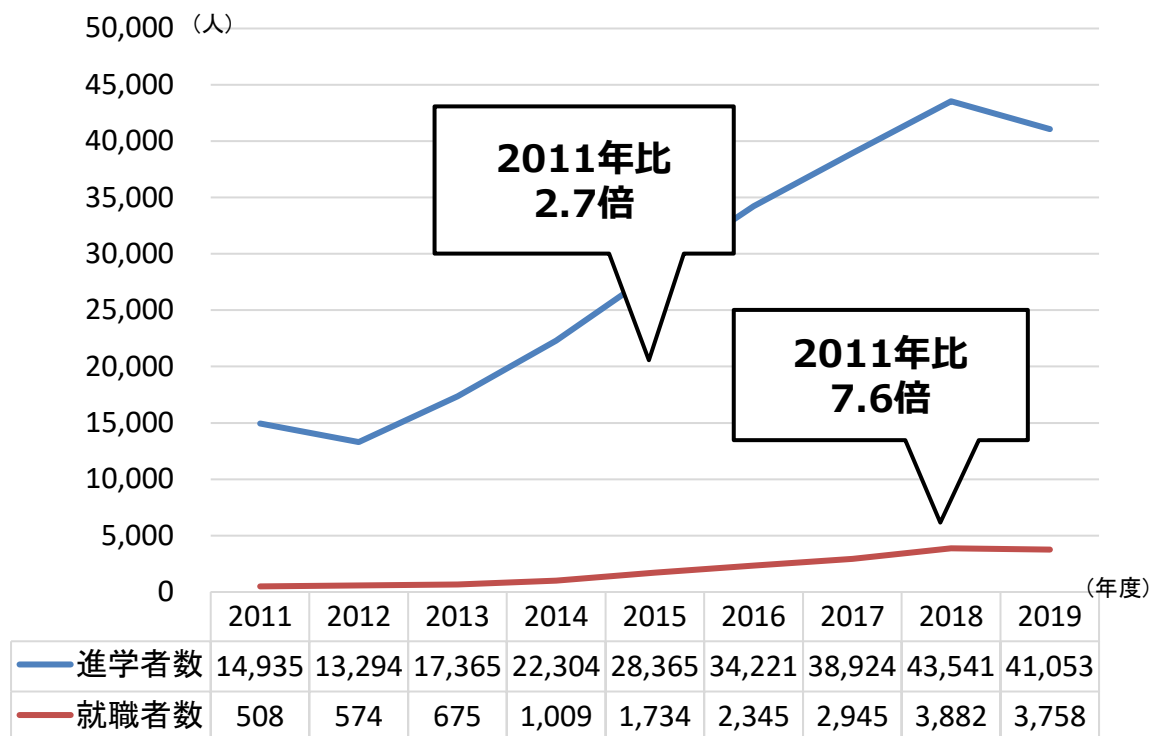
日本語教育機関（法務省告示校）における卒業生の進路と進学・就職者数

- 日本語教育機関の卒業生のうち8割は、大学・大学院・専修学校等に**進学**。
日本で**就職**する者もここ10年で8倍に。

卒業生数(2021年度)：20,503人



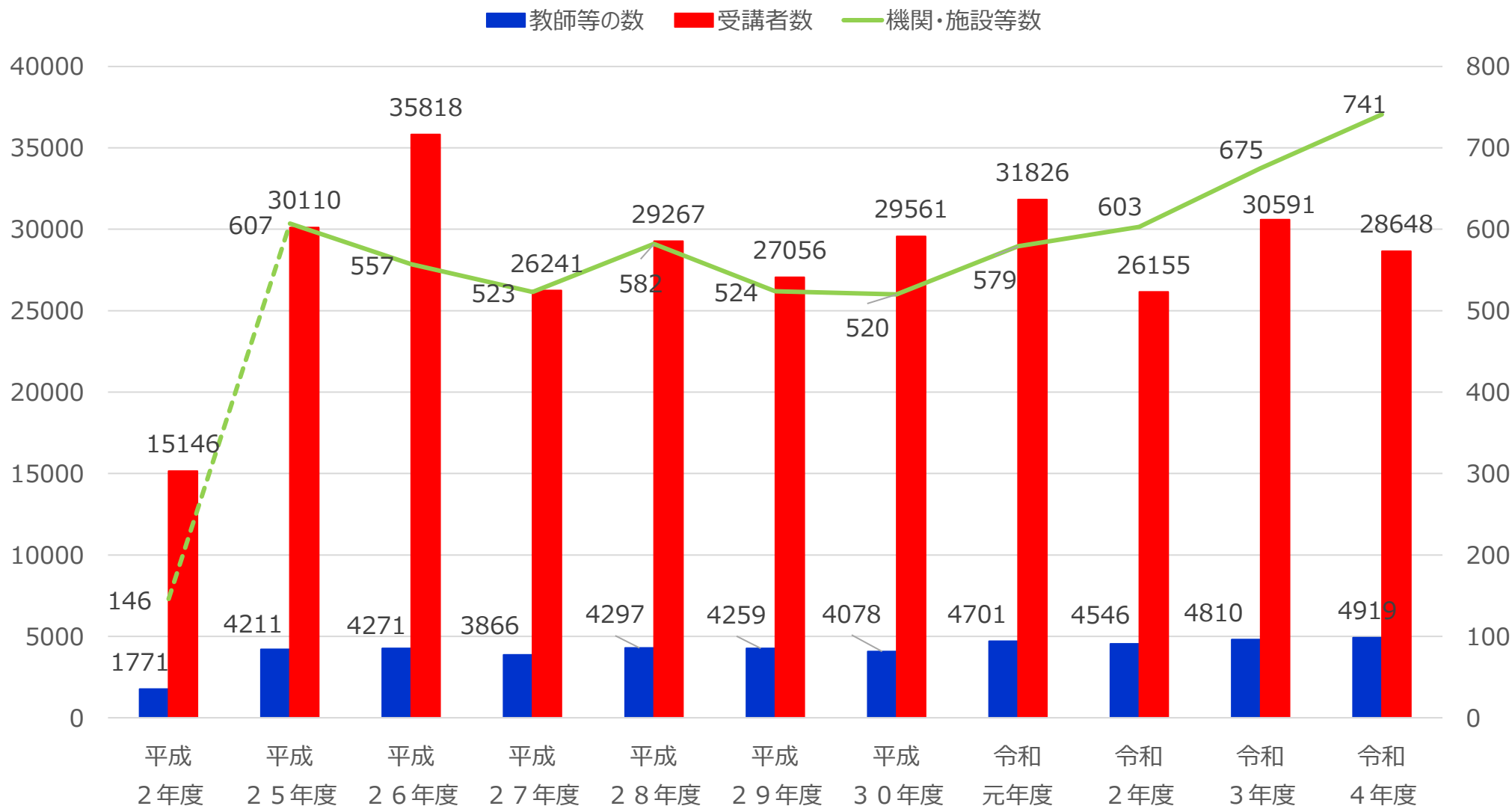
日本語学校の国内進学者・
就職者数の推移



日本語教師養成関係

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移

○国内における日本語教師養成・研修課程（コース）又は科目等を設け、日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等数は、平成2年度と比べ約5倍に増加。



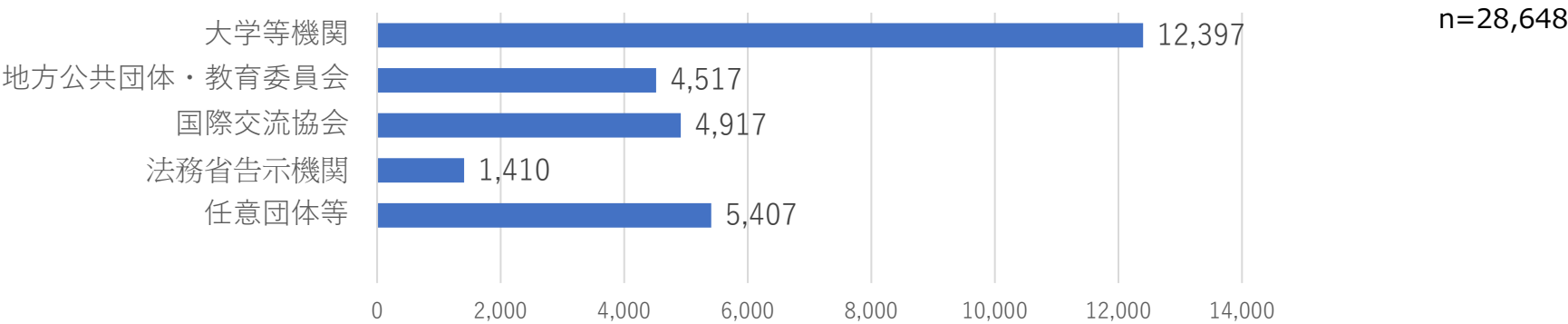
※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日時点）

国内の日本語教師の養成の状況

- 国内の日本語教師養成機関施設等数は**741**，受講者数は**28,648**人で、**大学等機関**が最も多い。
- 大学等養成課程修了者の進路のうち、**日本語教師関連に就職した者の割合は5%前後**。

○日本語教師養成機関・施設別の受講者数（令和4年度）

	平成2年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
機関・施設等数	146	557	523	582	524	520	579	603	675	741
受講者数	15,146	35,818	26,241	29,267	27,056	29,561	31,826	26,155	30,591	28,648



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和4年11月1日時点）

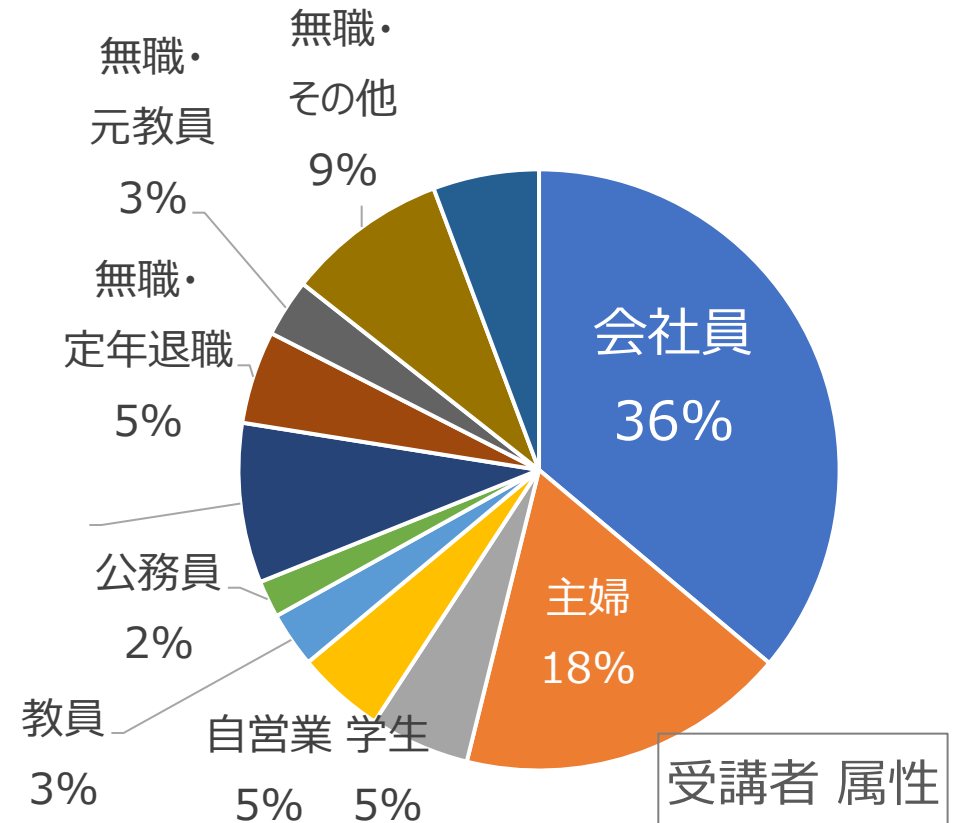
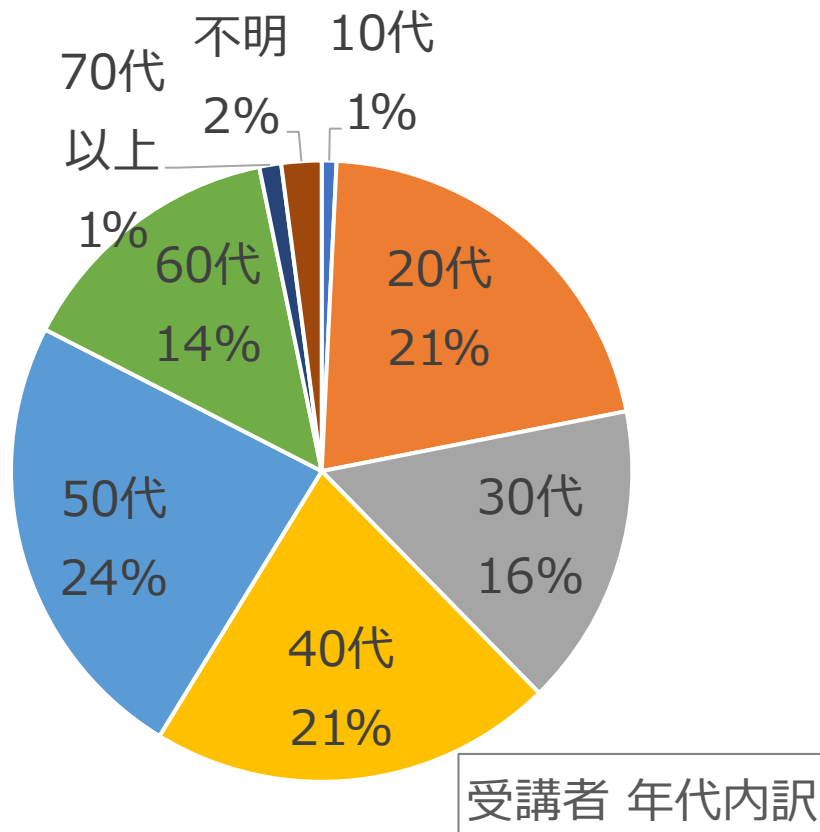
○日本語教師養成課程・研修修了者（令和2年度）の主な進路

（令和2年度）	大学（通学） （n=2233）	大学院（通学） （n=118）	大学（通信） （n=166）	短期大学（通信） （n=32）
日本語教師関連	4.9%	16.9%	—	15.6%
一般企業	61.4%	31.4%	—	—
教員（日本語教師以外）	7.4%	10.2%	—	—
進学	6.3%	5.9%	—	15.6%
ボランティア	0.4%	—	—	9.4%

文化庁届出受理日本語教師養成実施機関における研修実施状況

届出受理日本語教師養成機関数 80機関
 届出受理日本語教師養成研修数 170コース
 研修実施都道府県数 29都道府県
 研修受講定員総数 約1,1000人
 研修受講者数 約5,000人
 届出廃止 9機関

(令和4年10月文化庁調べ)



(令和2年文化庁調べ) 23

法務省告示機関における日本語教師

以下のいずれかの要件を満たした場合に、法務省告示機関における教員になることができる。

※「日本語教育機関の告示基準」に基づき、法務省告示に新規に掲げる際に文部科学大臣が確認(高等教育局・文化庁)

大学・大学院の日本語教育に関する課程

- ①日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位(45単位以上)を修得し卒業又は修了
- ②日本語教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業又は修了

1,833人/11,389人
(16.1%)

民間教育機関等の日本語教師養成研修

- 420単位時間以上
- ※文化庁への届出が受理された機関・団体によるもの(文化庁届出機関実施研修)



学士の学位

7,423人/11,389人
(65.1%)

日本語教育能力検定試験

- ※実施団体：公益財団法人日本国際教育支援協会

4,976人/11,389人
(43.7%)

その他

上記と同等以上の能力があると認められる者

- ①海外の大学又は大学院で日本語教育に関する課程を卒業等した者
- ②告示基準公表日以前の3年以内に告示校の教員として1年以上従事したことがあり、3年を超えて職を離れない者
- ③学士の学位を有し、大学又は大学院で26単位以上の養成コースを履修し、26単位以上修得した者

128人/11,389人
(1.1%)

法務省告示機関における教員

＜現行制度の課題＞

- ・専門性を有する日本語教師の質の担保が不十分であり、質が一定しない
- ・日本語教師の法的な位置づけが不明確であり、ふさわしい人材の確保に課題
- ・専門性を有することの証明が容易でない(海外や企業・自治体が日本語教員を採用する際、専門性を確認することが困難)

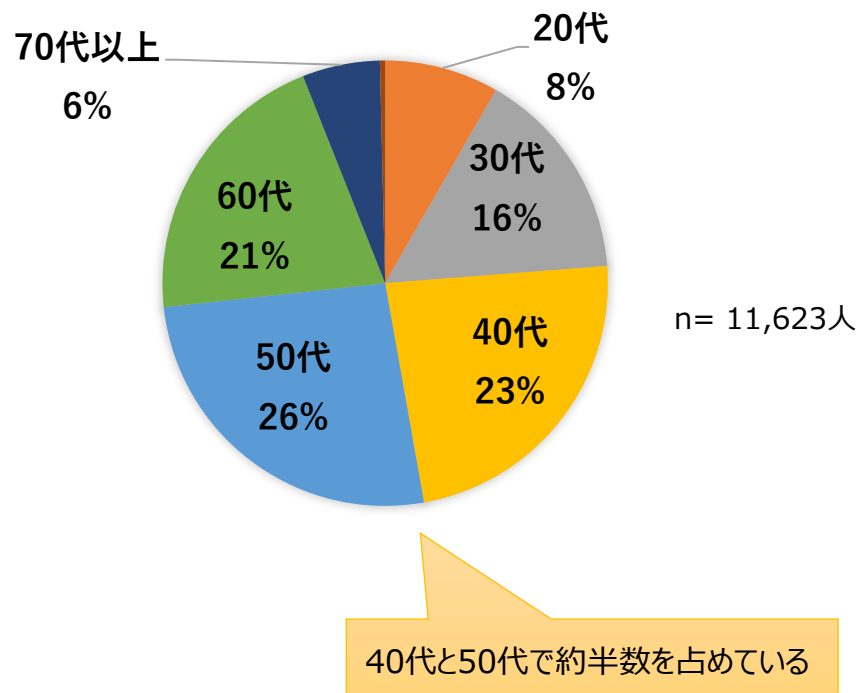


文部科学大臣が日本語教員を登録し、質を担保するための新たな仕組みを創設

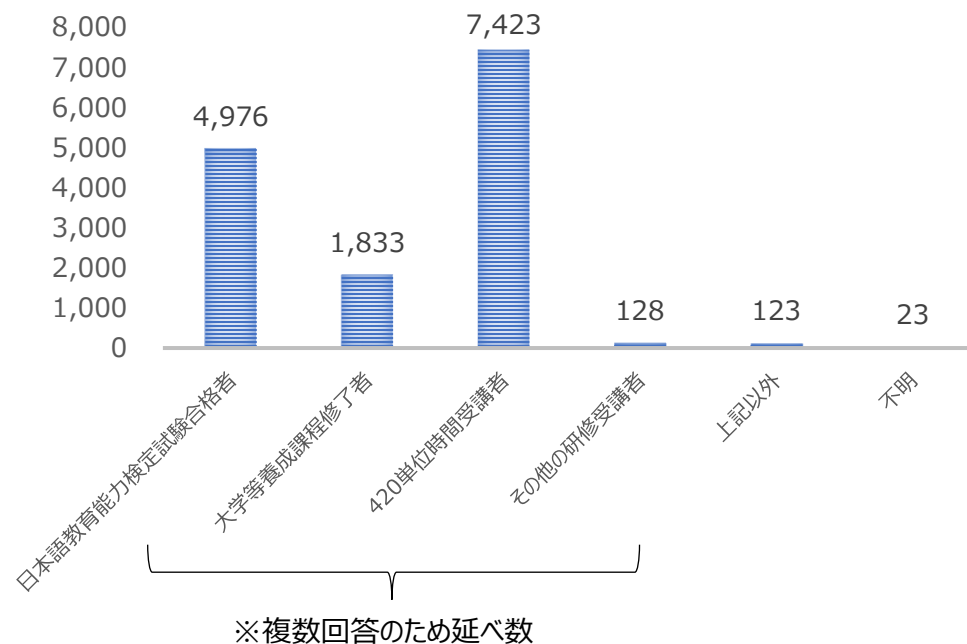
※各要件の該当者数については、日本語教育実態調査の結果をもとに集計。
※複数回答のため、4つの要件の合計が100%を超える。

日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師等の状況①

【法務省告示機関の日本語教師等の年代別割合】



【法務省告示機関の日本語教師等の資格別集計】



出典：令和4年度日本語教育実態調査

【参考】令和4年度日本語教育機関実態調査より（一般財団法人日本語教育振興協会）

【法務省告示機関の日本語教師の資格別教員数（複数回答）】

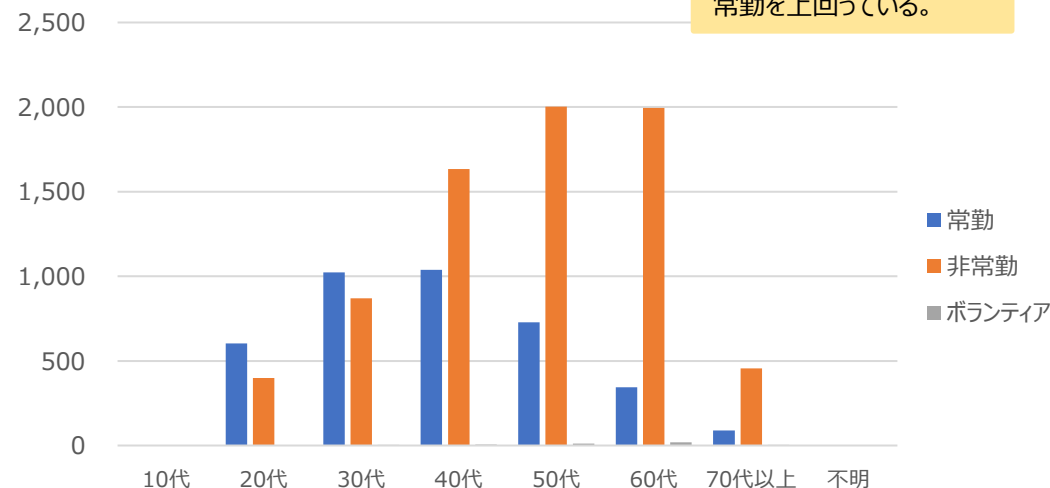
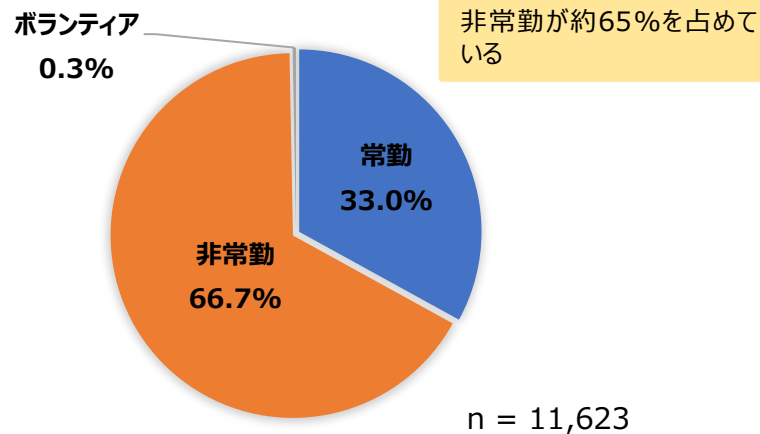
区分	大学院日本語関連の専攻修了	大学主専攻（日本語教育）課程修了	大学副専攻（日本語教育）課程修了	日本語教育能力検定試験合格	大学卒420時間以上研修歴	その他	計
人数	221	298	301	2,289	3,137	70	6,316
割合	3.5%	4.7%	4.8%	36.2%	49.7%	1.1%	100.0%

※日本語教育振興協会が日本語教育機関として認定している機関（235機関）に対する調査（回答機関数206、回答率87.7%）

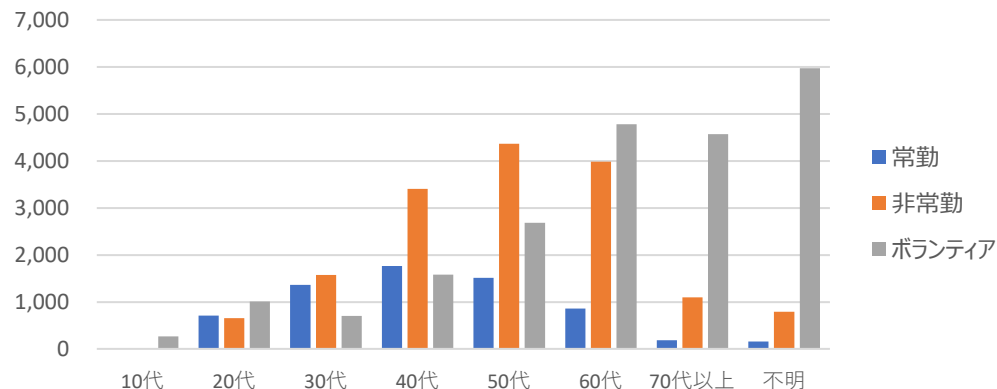
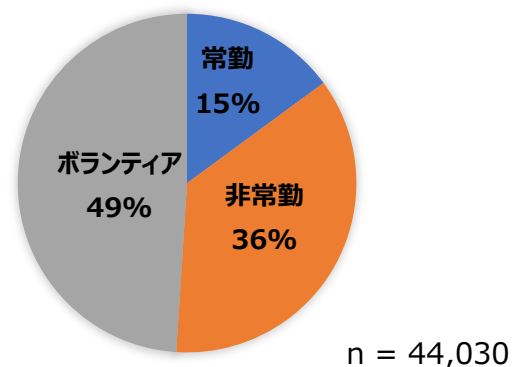
日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師の状況②

法務省告示機関の日本語教師等の状況

40代以上では、非常勤が常勤を上回っている。



【参考①】日本語教育機関の日本語教師等の状況



出典：令和4年度日本語教育実態調査（文化庁）

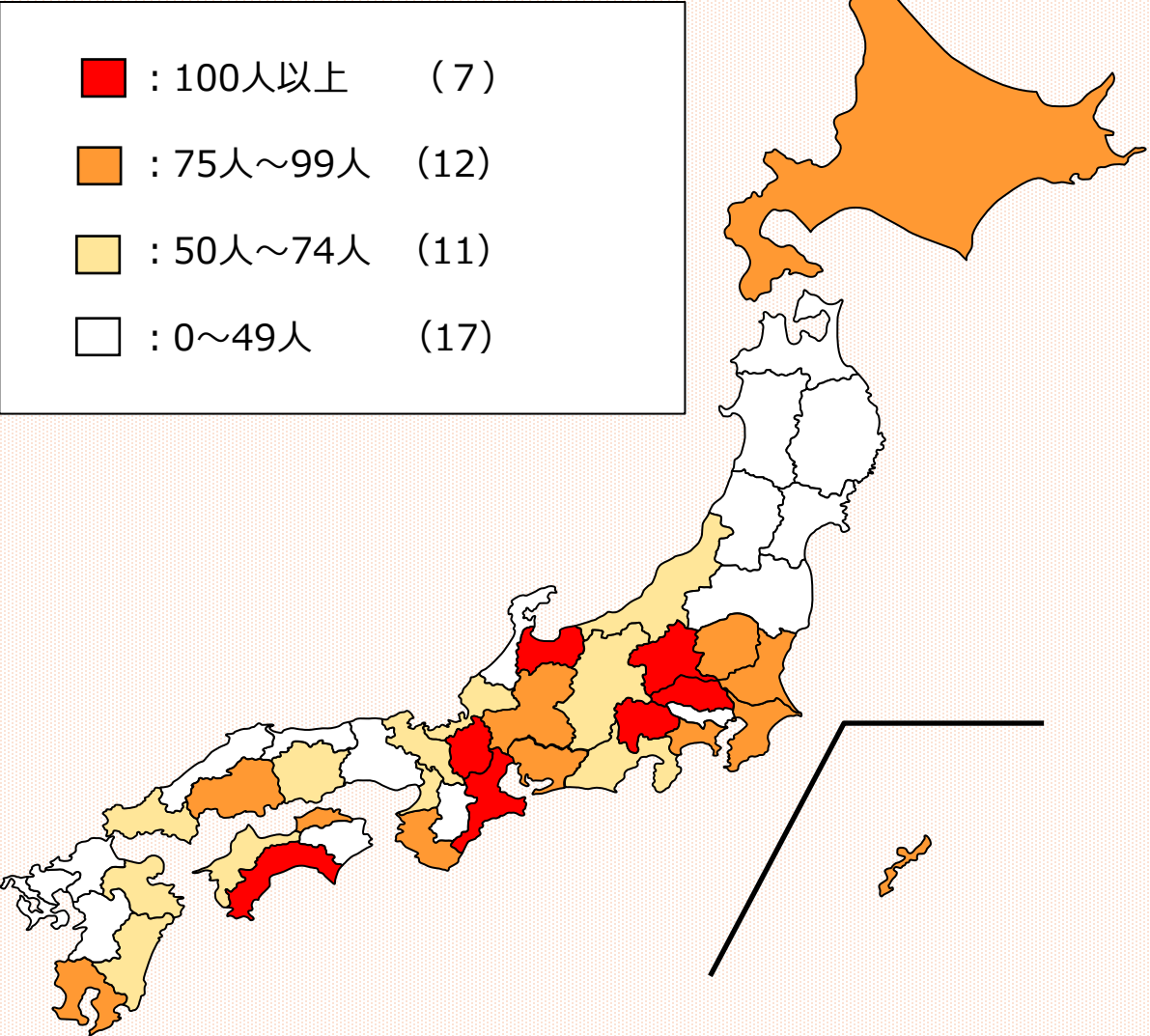
【参考②】日本語教育機関の経験年数別教員数

区分	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	計
人数	313	721	917	1,195	1,535	4,681
割合	6.7%	15.4%	19.6%	25.5%	32.8%	100.0%

出典：令和4年度日本語教育機関実態調査（一般財団法人日本語教育振興協会）

地域における日本語教育関係

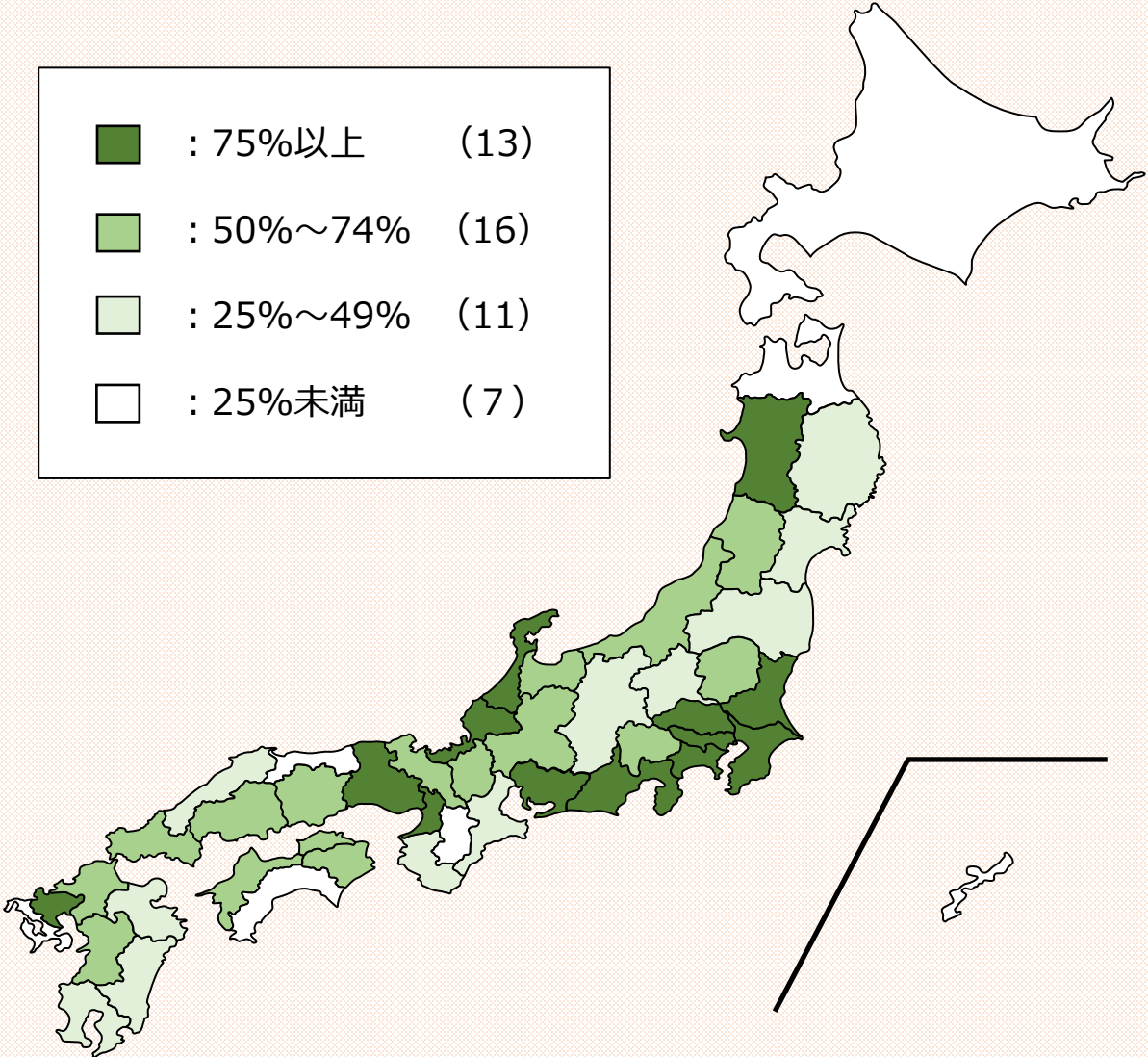
日本語教師1人当たりの在留外国人数 (都道府県別)



都道府県	在留外国人 (A)	日本語教師 (B)	(B) 1人当 たりの(A)
北海道	41,048	451	91.0
青森県	6,306	173	36.5
岩手県	8,003	192	41.7
宮城県	23,249	595	39.1
秋田県	4,405	141	31.2
山形県	7,929	189	42.0
福島県	15,273	306	49.9
茨城県	77,826	838	92.9
栃木県	44,825	479	93.6
群馬県	64,869	442	146.8
埼玉県	205,824	1,918	107.3
千葉県	176,790	2,151	82.2
東京都	566,525	12,031	47.1
神奈川県	237,450	2,484	95.6
新潟県	17,901	271	66.1
富山県	19,733	123	160.4
石川県	16,254	352	46.2
福井県	16,902	241	70.1
山梨県	18,765	161	116.6
長野県	38,384	569	67.5
岐阜県	61,022	612	99.7
静岡県	102,831	1,384	74.3
愛知県	280,912	2,822	99.5
三重県	57,748	551	104.8
滋賀県	35,826	267	134.2
京都府	63,674	1,266	50.3
大阪府	262,681	4,016	65.4
兵庫県	119,509	2,746	43.5
奈良県	15,026	323	46.5
和歌山県	7,619	84	90.7
鳥取県	4,961	134	37.0
島根県	10,107	245	41.3
岡山県	31,502	456	69.1
広島県	54,784	639	85.7
山口県	16,734	307	54.5
徳島県	6,641	173	38.4
香川県	14,234	171	83.2
愛媛県	13,064	202	64.7
高知県	5,038	47	107.2
福岡県	85,065	1,906	44.6
佐賀県	7,333	163	45.0
長崎県	10,397	278	37.4
熊本県	18,807	399	47.1
大分県	14,307	212	67.5
宮崎県	8,007	133	60.2
鹿児島県	13,064	155	84.3
沖縄県	20,437	232	88.1
合計/平均	2,949,591	44,030	72

出典：文化庁「令和4年度日本語教育実態調査、入管庁「在留外国人統計」
※日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、地方公共団体等、国際交流協会、NPO法人等の所在地を集計。国内のすべての日本語教育を実施する機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。
※全ての在留外国人が日本語を学習しているものではない。

日本語教育が実施されている 市区町村等の割合（都道府県別）



※ 1 文化庁「令和4年度日本語教育実態調査」報告書のデータを参照し作成。

※ 2 日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、市区町村等、国際交流協会、NPO法人等の所在地を集計。国内のすべての日本語教育を実施する機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

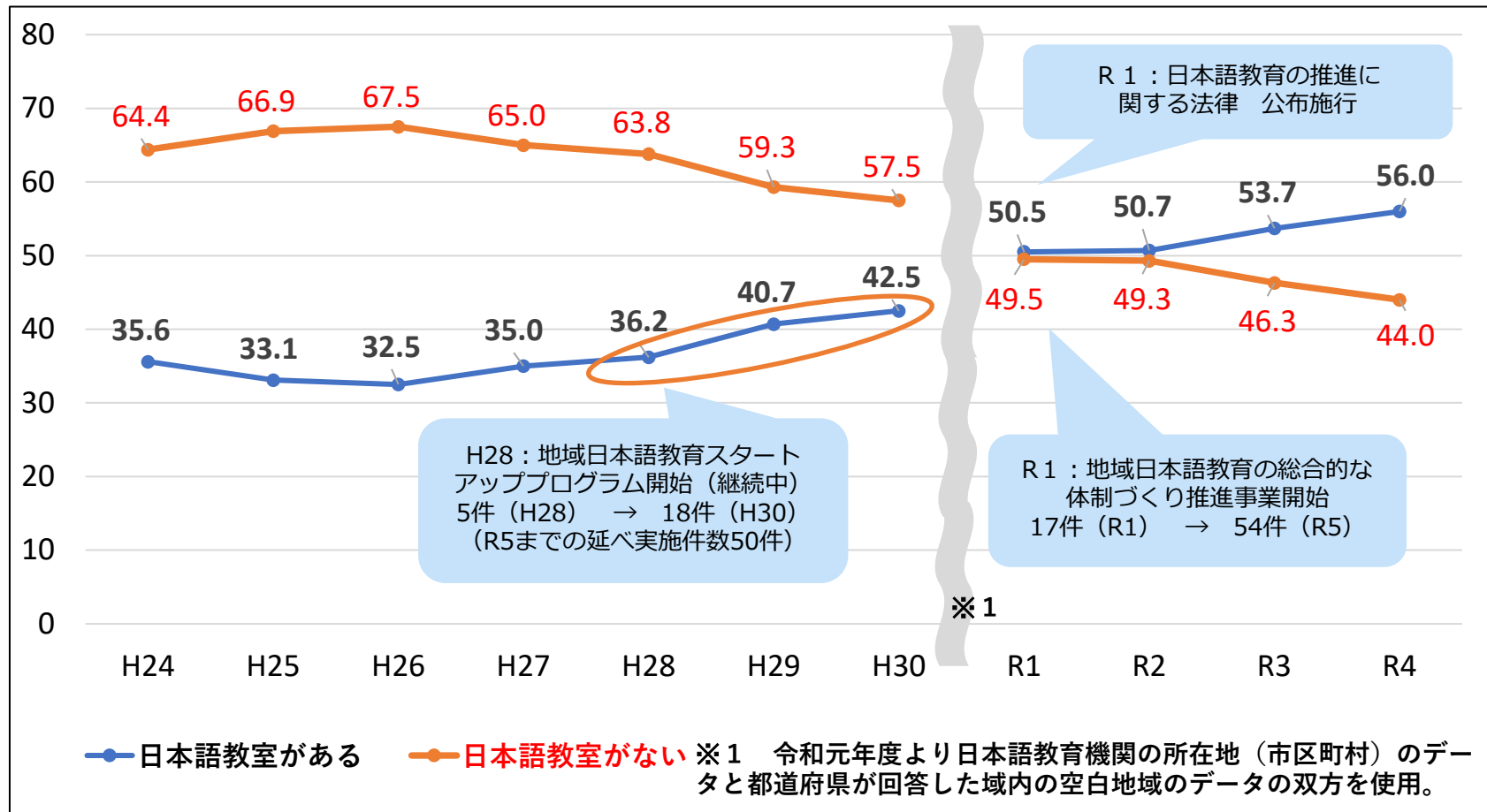
※ 3 市区町村等の数には、政令指定都市の行政区を含む。

都道府県	市区町村等 (A)	うち、日本語教育 を実施 (B)	(A) に占める (B) の割合
北海道	188	35	18.6%
青森県	40	9	22.5%
岩手県	33	15	45.5%
宮城県	39	17	43.6%
秋田県	25	19	76.0%
山形県	35	21	60.0%
福島県	59	20	33.9%
茨城県	44	37	84.1%
栃木県	25	16	64.0%
群馬県	35	14	40.0%
埼玉県	72	60	83.3%
千葉県	59	45	76.3%
東京都	62	48	77.4%
神奈川県	58	50	86.2%
新潟県	37	27	73.0%
富山県	15	8	53.3%
石川県	19	15	78.9%
福井県	17	13	76.5%
山梨県	27	14	51.9%
長野県	77	35	45.5%
岐阜県	42	30	71.4%
静岡県	43	34	79.1%
愛知県	69	60	87.0%
三重県	29	14	48.3%
滋賀県	19	14	73.7%
京都府	36	26	72.2%
大阪府	72	67	93.1%
兵庫県	49	49	100.0%
奈良県	39	9	23.1%
和歌山県	30	9	30.0%
鳥取県	19	4	21.1%
島根県	19	9	47.4%
岡山県	30	18	60.0%
広島県	30	22	73.3%
山口県	19	12	63.2%
徳島県	24	13	54.2%
香川県	17	12	70.6%
愛媛県	20	12	60.0%
高知県	34	8	23.5%
福岡県	72	39	54.2%
佐賀県	20	15	75.0%
長崎県	21	5	23.8%
熊本県	49	27	55.1%
大分県	18	8	44.4%
宮崎県	26	11	42.3%
鹿児島県	43	12	27.9%
沖縄県	41	3	7.3%
合計/平均	1,896	1,060	55.9%

日本語教育実態調査 結果まとめ

市区町村における日本語教室の有無の推移

- ・域内に「日本語教室がある」市区町村（政令市の行政区を含む）は令和4年度では56.0%となっている。
- ・「日本語教室空白地域」（*）は平成24年度は64.4%であったが、令和4年度は44.0%となった。



（*）「日本語教室空白地域」とは？

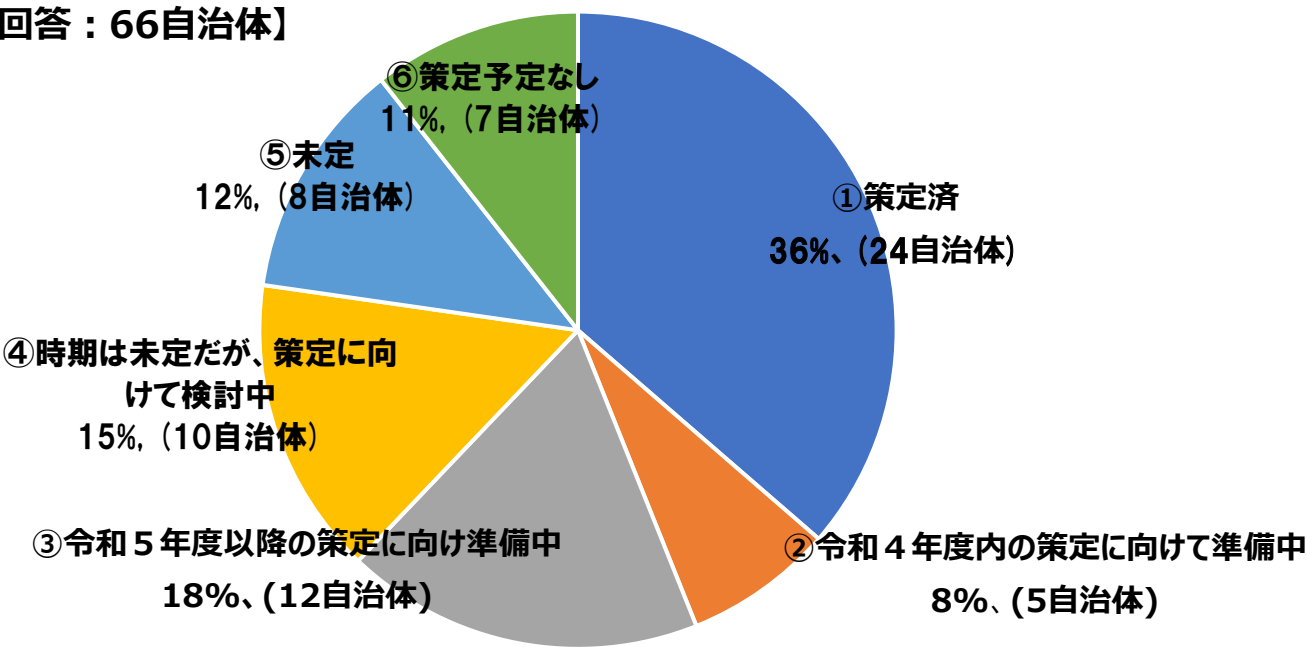
主として地域における（「生活者としての外国人」に対する）日本語教育が実施されていない市区町村を指す。

●地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定状況

日本語教育に関する基本的な方針の策定状況

(令和 5 年3月時点)

【回答：66自治体】



●策定済自治体より、策定して良かったと感じたことやその理由（抜粋）

- 地域日本語教育において、本県が取り組むべき方向性が明確となったこと（栃木県）
- 多文化共生の地域づくりのために地域日本語教育に取り組む、という位置づけが明確になった
 - ・担い手の育成、モデル地域の創出等、方向性が明確になった（長野県）
- 市町や国等で構成する「ひろしま多文化共生連絡協議会」で計画を策定しており、年2回程度開催している協議会を通じて、地域日本語教室の事業主体となる市町ほか構成団体間で取組内容や成果等を共有しながら事業展開を図ることができる（広島県）
- 外国人材確保に向けた戦略と連携した、県庁内各部局での連携による取組が推進できること
 - ・市町村に対し教室開設等の呼びかけを行う際の根拠となること（高知県）
- 総合的に事業を推進するために、千葉市地域日本語教育推進会議の設置、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置等の推進体制を整えられたこと（千葉市）
- 「堺市国際課方針」における日本語教育の位置づけたことで、本市主催の研修等の実施の機会をとらえ、日本語学習支援者等（地域の日本語教室や同教室で活動又は活動予定の日本語指導ボランティアの方）に対し、本市の多文化共生施策における日本語教育の位置づけ等を説明できた（堺市）

その他

「日本語教育の参照枠」(文化審議会:令和3年10月まとめ)

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

→「日本語教育の参照枠」をとりまとめ

- ・国内に在留する外国人 : 約297万人(令和4年6月末)
- ・国内で就労する外国人 : 約173万人(令和3年10月)
- ・海外における日本語学習者: 約379万人(令和3年)



2. ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、**40もの言語に翻訳**
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、**教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。**
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための言語能力の判定試験の基準にも用いられている。
- ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒「日本語教育の参照枠」は、国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。

3. 「日本語教育の参照枠」の理念

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

- ・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。

2 言語を使って「できること」に注目する

- ・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

- ・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
- ・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒**共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育**

4. 日本語能力の五つの言語活動 (技能)

- ・従来の言語の四技能 (聞く、読む、話す、書く) のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル (A1～C2) で整理。

聞くこと

読むこと

話すこと
(やり取り)

話すこと
(発表)

書くこと

- ・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文 (Can do) を用いて 学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。

【話すこと(やり取り): A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと(やり取り): B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。

「日本語教育の参照枠」(日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す(やりとり・発表)」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文(Can do)を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**(令和2年6月23日 閣議決定)
「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある(p.9)」

全体的な尺度(抜粋)

言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

1. 留学生別科の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条において、大学には別科を置くことができる旨規定されている。学則変更の届出により設置が可能。

※ 大学の別科は、留学生を対象とする留学生別科・日本語別科のほか、特に留学生を対象としない別科（助産別科、養護教諭別科等）が置かれることもある。

目的 大学入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すこと

対象 高等学校を卒業した者（これと同等以上の学力があると認められた者を含む）

令和5年5月1日時点

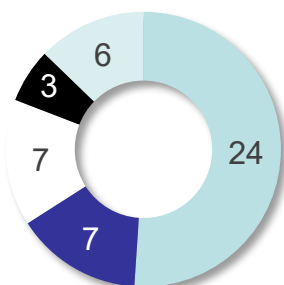
設置状況

	国立	公立	私立	私立短大	計
別科を設置する大学数	9	4	90	20	123
うち募集停止中のものを除く	9	4	75	17	105
うち日本語教育を行うもの	0	0	41	6	47
【参考】別科以外で非正規生を対象に日本語予備教育を行うもの	37	2	12	1	52

2. 留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査より

標記調査（対象期間：令和5年4月21日～5月22日）での回答のうち、別科として予備教育を実施している23大学37課程について集計したもの。

【受入れ時に求めている日本語能力水準】

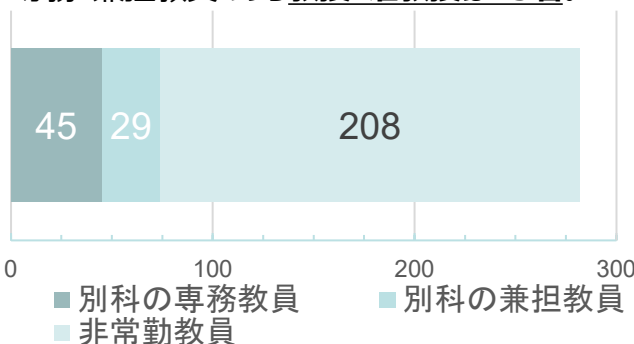


学部向け予備教育と大学院向け予備教育で異なる水準を設定している大学が複数あることから、合計は課程の数と一致しない。

■ N5以上 ■ N4以上 ■ N3以上 ■ N2以上 ■ その他

【日本語教員の教員組織構成】

専務・兼担教員のうち**教授・准教授は43名**。



3. 日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）

大学における留学生の受入れの適正化及び在籍管理の徹底並びに専ら日本語教育を行う留学生別科における教育の質の確保を図るため、「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）」を令和4年夏に公表。

（掲載URL）

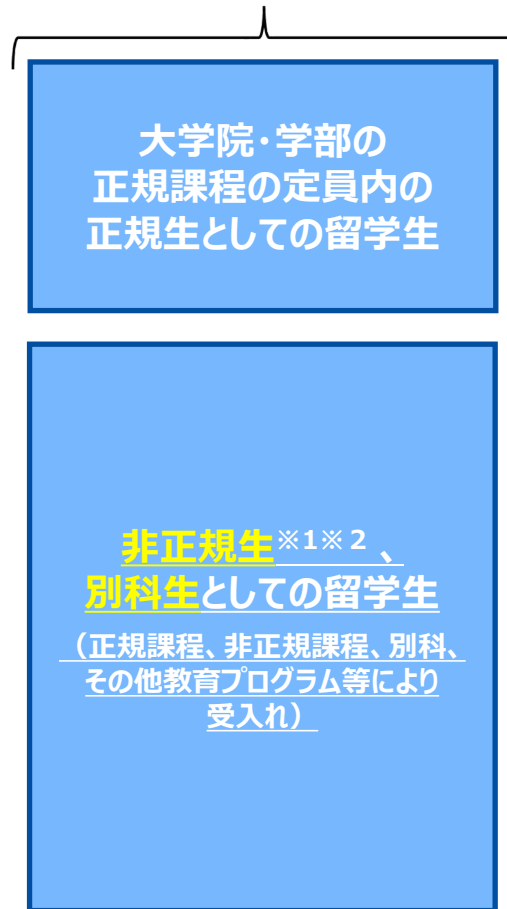
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/20220905-mxt_kouhou02-1.pdf

認定基準の対象範囲（イメージ）

研究生・聴講生・科目等履修生といった非正規の留学生のうち、日本語能力が学部相当で求められる水準未満の留学生の受入れを行っている場合、別科と同様に日本語教育機関認定法の「留学のための課程」の認定が必要となる。

【現行】

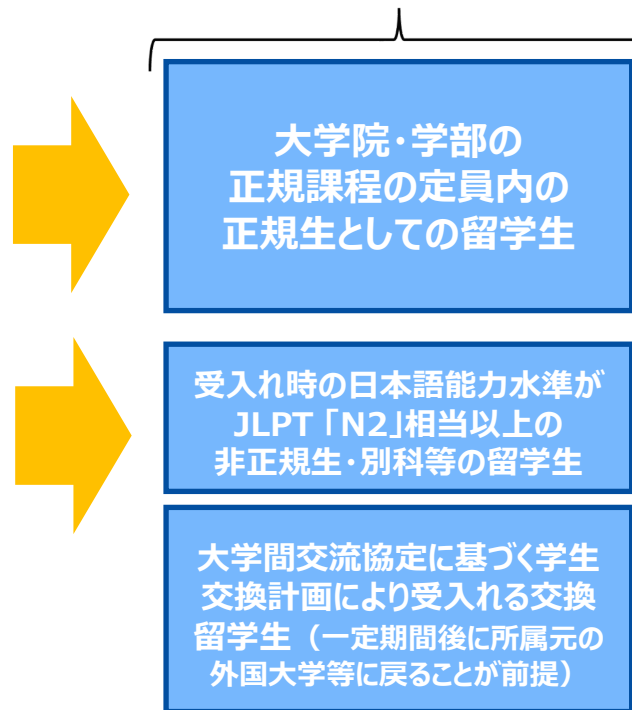
「大学」として留学生の受入れを許可



【日本語教育機関認定法施行に伴う上陸基準省令の改正後】

「大学（認定日本語教育機関を除く）」として留学生の受入れを許可

※ 条件等は従前通りの扱い



「認定日本語教育機関」として
留学生の受入れを許可

留学のための課程の認定を
受けることが、留学生受入れ
の要件となる

受入れ時の日本語能力水準が
JLPT「N2」相当未満の**非正規
生・別科生**である留学生に対して
専ら日本語教育を行なおうとする
課程等（正規・非正規課程、別科、
その他教育プログラム等により受入れ）
（国費留学・交換留学を除く）

※ 1 研究生、聴講生も含む。

※ 2 専ら聴講による教育を受ける研究生、聴講生は、週
10時間以上の聴講が必要。

（注）上記以外に整理されるものについては、
別途その取り扱いについて詳細を検討する。

日本語教育を行う大学の別科（留学生別科等）

○一部の大学・短期大学では、日本の高等教育機関（短期大学・大学・大学等）への進学希望者を対象として、日本語予備教育プログラムを実施している。（例：日本語別科、留学生別科等）

※学校教育法

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 略

③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

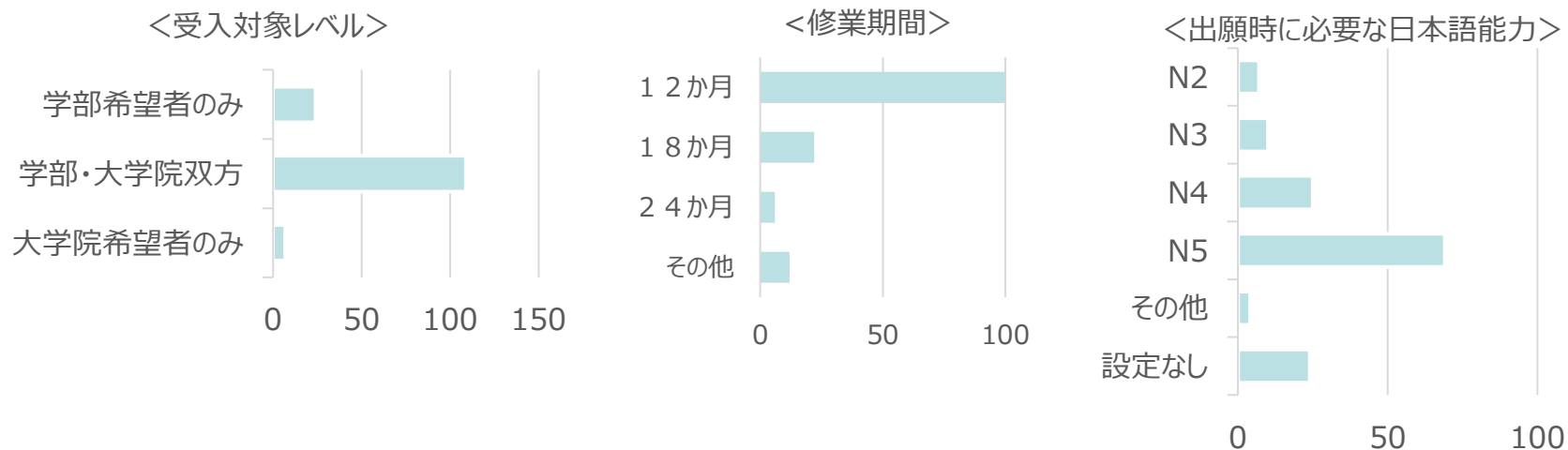
○日本語に加え日本文化や日本事情、基礎科目の教育等も行い、これらの履修全体を通じて進学に必要な日本語の習得を目指す。

○別科等の修了後の進学先には、大学・短大・専修学校専門課程等への進学のほか、大学院への進学者や就職者等も含まれる。

※日本語教育を行う別科等には、国内大学等への進学希望者を対象とするもの以外に、大学間交流協定に基づく交換留学生等を対象としているものもある。

◆日本学生支援機構公表資料（2020年1月現在）より作成。

※私立大学・短期大学日本語別科のうち日本学生支援機構の調査に回答のあった54校、140コースが対象



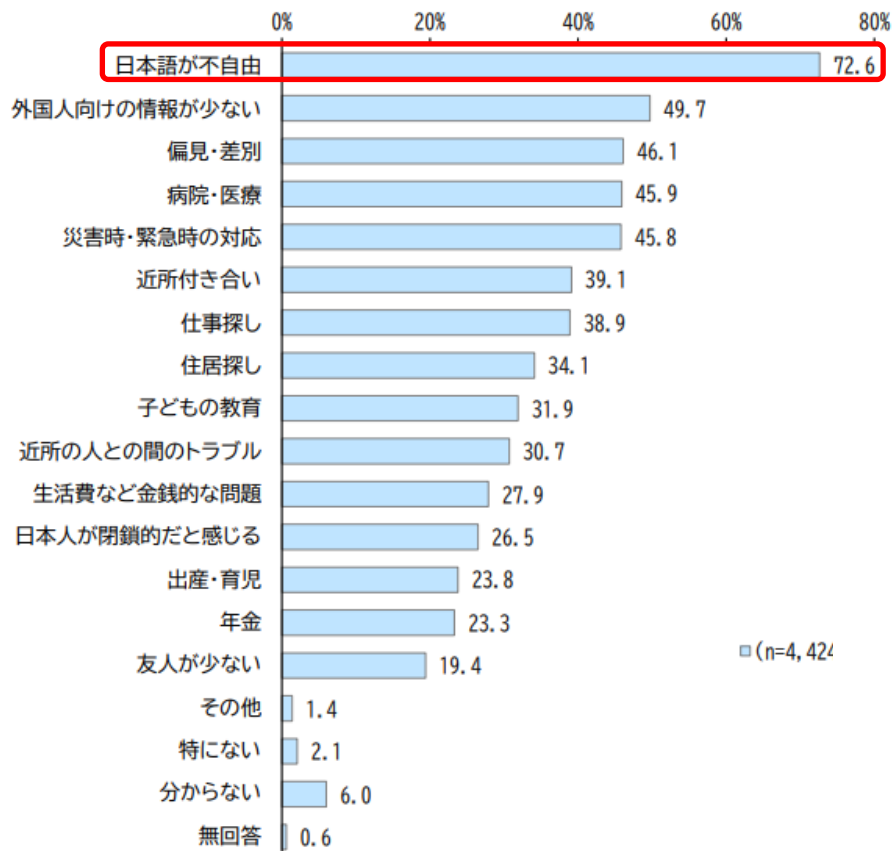
(参考) 日本語教育等に関する
日本人の理解、考え方の実態

(参考) 日本語教育等に関する日本人の理解、考え方の実態①

- 多くの日本人が、外国人にとっての日本語教育の必要性を認識している。
- 多くの人が外国人労働者の増加を感じている。

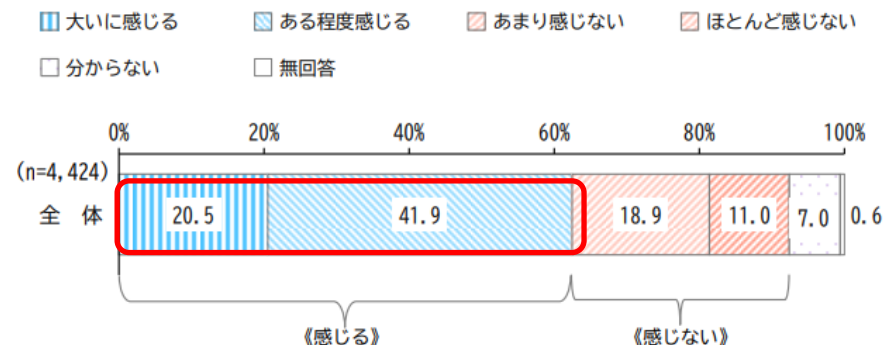
(6) 外国人が困っていると思うこと

Q15 あなたは、外国人にとって、生活で困っていること、不満なことは何だと思いますか。
(あてはまるものを全てを選択)



(7) 働く外国人は増えたと思うか

Q16 あなたは最近、身の回りに働いている外国人が増加してきていると感じますか。
(1つ選択)

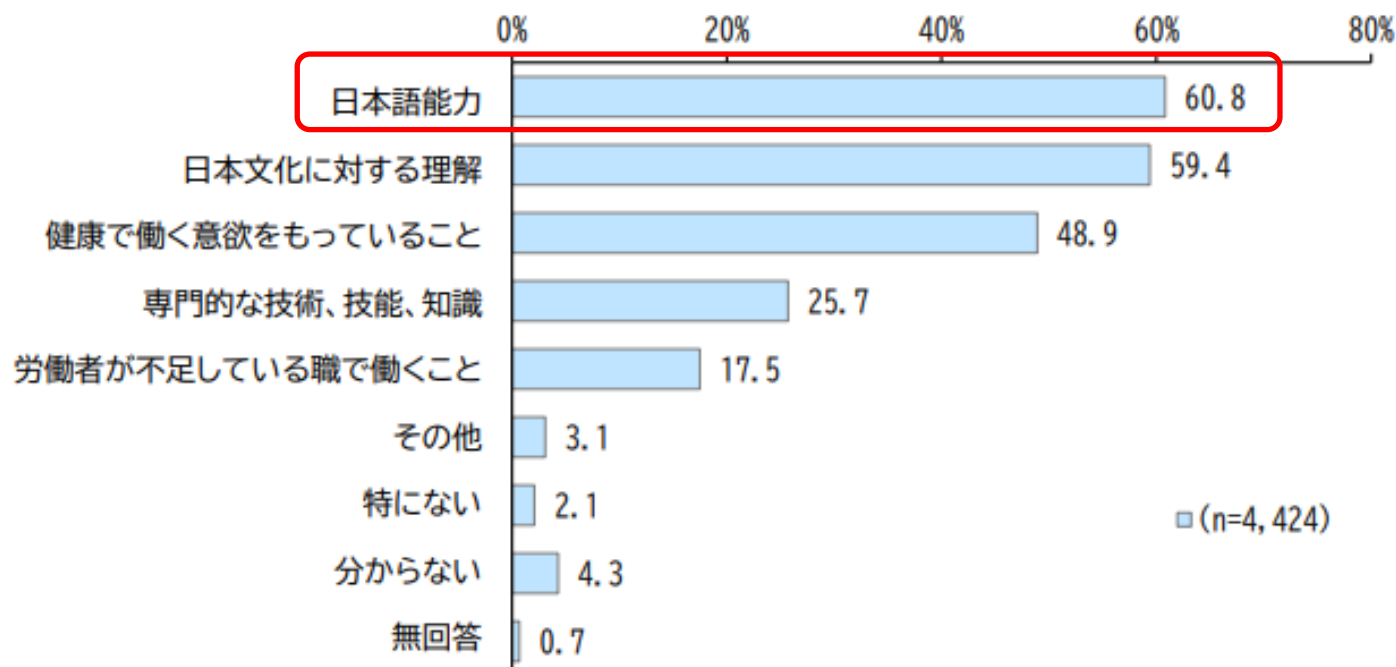


(参考) 日本語教育等に関する日本人の理解、考え方の実態②

○継続的な外国人労働者の受入れにあたって外国人労働者に求めるものとして、6割以上の人が、日本語能力が最も重要だと考えている。

(8) 外国人労働者に求めるもの

Q17 外国人労働者を受け入れるにあたって、外国人労働者に求めるものとして重要なものは何だと思いますか。(あてはまるもの全てを選択)

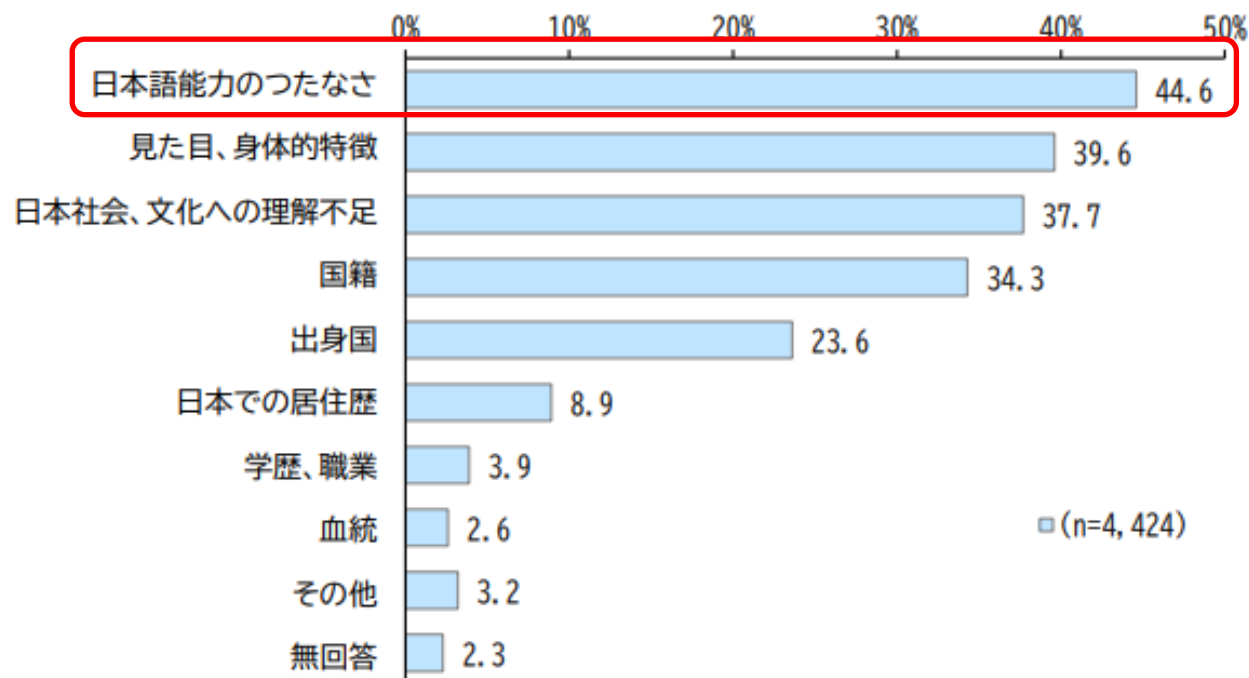


(参考) 日本語教育等に関する日本人の理解、考え方の実態③

○他者を「外国人」と認識する場合、重視する点として、日本語能力のつたなさを挙げる人が最も多い。

(9) 外国人と認識する点

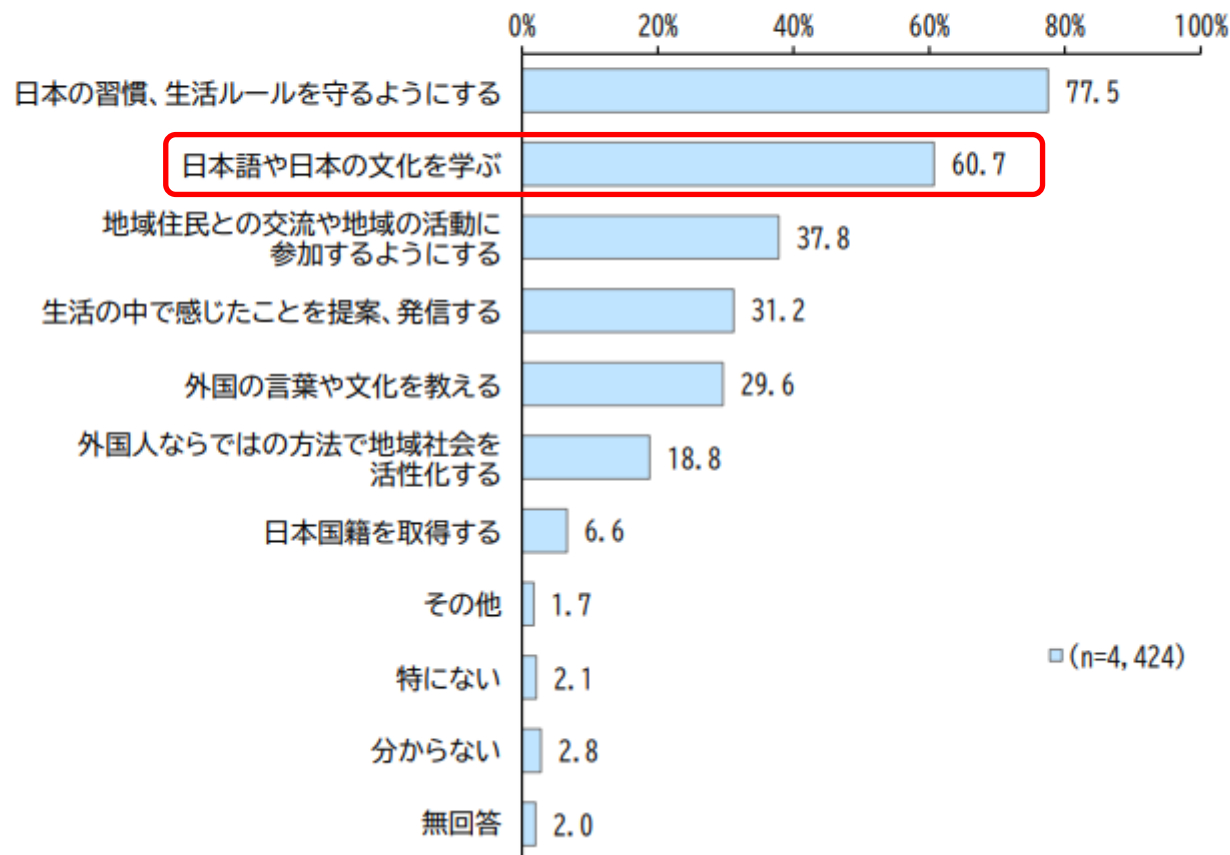
Q18 あなたが誰かを「外国人」と認識する場合、重視するのはどの点ですか。
(あてはまるもの全てを選択)



(参考) 日本語教育等に関する日本人の理解、考え方の実態④

○共生社会の実現のために外国人にしてほしいこととして、
6割以上の人が「日本語や日本の文化を学ぶ」ことを挙げている。

Q22 共生社会実現のため、外国人には何をしてほしいと思いますか。
(あてはまるもの全てを選択)



(参考) 日本語教育等に関する日本人の理解、考え方の実態⑤

○共生社会の実現のための取組として、日本語教師や通訳として活動することに対し、7割以上の人々が、「取り組みたくない」と答えている。

Q24 あなたが参加できる取組として、以下の取組に対するあなたの考えと、その課題を選んでください。

(1)現状（それぞれ1つ選択）

(2)取り組む上での課題（あてはまるもの全てを選択）

(1)現状

